

IV. 指定整備関係帳票類の記載要領

1. 指定整備記録簿の記載要領

1. 「点検及び整備の概要等」欄

「点検及び整備の概要等」欄の記載については、指定自動車整備事業規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要及び交換した部品を記載する。

(1) それぞれの点検項目について、下表に示す作業区分に従ってチェック記号を用いるなどして点検の結果及び必要となった整備の概要を記載する。

(2) 整備の概要については、交換した主な部品（ブレーキ液、ブレーキ・ホース等）や測定結果（ブレーキ・ライニング、ブレーキ・パッドの厚み等）も必要に応じ記載する。

(3) 点検整備の際に特定整備を伴った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記載する。

(作業区分)

作業区分		意 味	作 業 例	チェック記号の例
点 検		点検の結果、異状がなかった。	—————	レ
整 備 作 業	交 換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換	×
	修 理	点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)	○ ディストリビュータのコンタクト・ポイントの修正 ○ タイヤのパンク修理 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理	△
	調 整	点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)	○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整	A
		点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。)	○ カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整	
	締 付	点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。)	○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め	T
	清 掃	点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。)	○ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ○ バッテリーのターミナル部の清掃	C
	給 油	点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。)	○ エンジン・オイルの補給 ○ シャシ各部の給油脂	L
省 略		自動車点検基準の規定により行わないことができる項目について、点検を省略した。	○ 点火プラグの状態 ○ ブレーキ・パッドの摩耗	P
該当なし		該当する装置が無い場合。	—————	/

2. 「検査機器等による検査」欄

自動車検査用機械器具等を用いて行う検査の結果を記載する。

【制動力】

保安基準の細目を定める告示第 171 条関係（審査事務規程 9－3）における指定整備記録簿の記載と判定

(1) 軸重及び車両重量について（各軸重を測定することが困難な場合。）

- ① 自動車検査証に記載されている前軸重に 55kg を加えた値を前軸重欄に記載する。（前二軸の場合は前前軸重に 55kg を加える。）
- ② 後軸重欄は、自動車検査証に記載されている後軸重の軸重を記載すること。

(2) 前軸の全車輪がロックした場合について（別記記載例 (2) 参照）

- ① ロックする直前の制動力を測定し、該当する車輪欄に測定値を記載するとともに、前軸重欄付近に「全車輪ロック」を記載すること。

ただし、制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 4.90 N/kg 以上（制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 50% 以上）ある場合については「全車輪ロック」と記載する必要はない。

（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れていると、自動車検査員が判断した場合には、4.90 N/kg を 3.92 N/kg に 50% を 40% にそれぞれ読み替えて適用し、制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」又は「W」と記載する。（3）①に同じ）

なお、この場合、審査時車両状態に対する判定及び後軸重に対する判定も併せて行い、その数値を記載すること。

- ② 上記の取扱いはブレーキ・テストのローラ上で全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を測定することが困難な場合に限り適用すること。

- ③ 後軸の全車輪がロックした場合は、「全車輪ロック」と記載しないこと。

(3) 被牽引自動車の当該車軸の全車輪がロックした場合について（別記記載例 (3) 及び (4) 参照）

- ① ロックする直前の制動力を測定し、該当する車軸欄に測定値を記載するとともに、走行テスト等の方法と結果欄又は制動力測定値付近に「後前軸全車輪ロック」、「後後軸全車輪ロック」を記載すること。

ただし、各軸毎に制動力の和が 50%（4.90 N/kg）以上ある場合については「全車輪ロック」と記載する必要はない。

- ② 検査に当たっては、トラクタとトレーラを連結した状態で測定すること。

(4) 被牽引自動車の保安基準第 13 条に規定する制動装置（連結車両のいわゆる分離ブレーキの測定結果及び判定数値の指定整備記録簿の記載について（別記記載例 (3) 及び (4) 参照）指定整備記録簿の余白部に次表を記入し、数値等を記載すること。

保安基準の細目を定める告示第 172 条第 4 項の制御装置 又は分離ブレーキ	制動力	N 又は kg	N/kg 又は %
--	-----	---------	-----------

(5) 駐車ブレーキ又は被牽引自動車のブレーキの制動力を測定する場合にブレーキ・テストのローラ上で全車輪がロックした時の制動力の測定値の判定について（別記記載例 (2)、(3) 及び (4) 参照）

- ① 該当する車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を測定することが困難な場合には、駐車制動力又は分離ブレーキの制動力は、基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。
- ② この取扱いにより判定した場合は、ロック直前の制動力を測定し、測定値を記載するとともに

その付近に「全車輪ロック」と記載すること。

(6) 軸重不明（自動車検査証に軸重が記載されていない自動車）の場合について（別記記載例（6）及び（6）の2参照）

- ① 制動力を測定して、該当する車軸欄に測定値を記載し、審査時車両状態に対する判定も行い、その数値を記載すること。
- ② 左右の差の判定については、制動力の大きい方の値の20%以下によって判定してよい。
- ③ 軸重欄には、「軸重不明」と記載すること。

(7) 高速ブレーキ・テストによる場合は、別記記載例（11）によること。

(8) 教習車等における補助ブレーキの制動力の測定値の記載について（別記記載例（6）参照）

教習車等の補助ブレーキの制動力は（ ）書きで2段書きに記載し、走行テスト等の方法と結果欄に「（ ）書きは補助ブレーキ測定値」と記載すること。

(9) 車軸昇降装置付の車両にあっては「走行テスト等の方法と結果」欄に「車軸上昇時」又は「車軸降下時」と記載し、その状態でも測定結果等を記載する。（別記記載例（3）参照）

（注意事項）

- ① 制動力の総和が、不自然な数値は、車両重量を実測するなど原因を確かめること。（重量が変わっている。テストが不良である。その他）
- ② 指定整備記録簿に記載する判定値は、制動力の計量単位が「N」の場合で、基準が「以下」となっているものは、小数第3位の数を切り上げとし、基準が「以上」となっているものは、小数第3位の数を切り捨てとすること。

（計算例）

- ・主制動力の総和（小数第3位の数字を切り捨て）

制動力の計（8100 N）÷車両重量（1190 + 55 kg）= 6.50~~6~~ N/kg

- ・制動力左右の差（前軸）（小数第3位の数字を切り上げ）

前軸重の左右差（100 N）÷前軸重（690 + 55）= 0.1⁴~~34~~

（注：小数第3位が0の場合は、切り上げする必要はない。）

また、制動力の計量単位が「kgf」の場合で、基準が「以下」となっているものは、小数第2位の数を切り上げとし、基準が「以上」となっているものは、小数第2位の数を切り捨てとすること。

- ③ 制動力の記載要領は別紙記載例を参考として、記載すること。

【前照灯の取付高さ】

すれ違い用前照灯又は走行用前照灯のいずれか測定を行った方の前照灯の名称に○印を付けるとともに、その前照灯の照明部中心の高さを記載すること。その際、カットオフが無いすれ違い用前照灯を測定した場合にあっては「カットオフ無し」を、走行用前照灯試験機のスクリーン等による目視での検査を実施した場合にあっては「スクリーン」を合わせて記載すること。

なお、前照灯の照明部中心の高さが、1.2 m以上の自動車の検査方法は、「検査機器等によるQ & A」9により取扱うこと。

【前照灯の光軸及び光度】

平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、原則、すれ違い用前照灯を検査することとするが、適切に光度を測定できない場合、明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず前照灯試験機での判定が困難な場合、又は走行用前照灯試験機しか保有して

おらず、その試験機にスクリーンが付属していない場合にあっては、特例的な取扱いとして走行用前照灯の検査とすることができる。

また、新基準車以外の自動車については、走行用前照灯の検査を実施する。

(※) 二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあっては、前照灯試験機による検査方法が、走行用前照灯による検査方法からすれ違い用前照灯による検査方法に変更された。

① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、UN R98、UN R112、UN R113 又は UN R149（すれ違い用前照灯に係るものに限る。）に適合するもの

② 令和 2 年 10 月 1 日以降に製作された自動車

測定方法、判定値等の詳細は、保安基準又は審査事務規程を参照。

1. すれ違い用前照灯の測定の取扱要領

(1) すれ違い用前照灯試験機による検査

【前照灯の光軸及び光度】の注釈(※)の二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。

① カットオフ（すれ違い用前照灯の照射方向を調整する際に用いる光の明暗の区切り線のことをいう。以下同じ。）を有するすれ違い用前照灯

カットオフの位置に関し、エルボ一点（カットオフの折れ曲がっている点のことをいう。以下同じ。）の垂直及び水平位置を測定し、すれ違い用前照灯の中心より、下方 0.6 度（当該前照灯の中心が 1 m を超えるものにあつては、下方 0.9 度）、左方 1.3 度の点における光度を測定する。

〔判定基準〕

- ・エルボ一点の垂直位置については、照明部の中心高さが 1 m 以下のものにあつては、当該照明部の中心を通る水平線より下 0.11 度から下 0.86 度の間（標準位置は下 0.57 度）、照明部の中心高さが 1 m を超えるものにあつては、下 0.41 度から下 1.16 度の間（標準位置は下 0.87 度）にあること。また、エルボ一点の水平位置については、照明部の中心を通る垂直線から左右 1.55 度の間（標準位置は照明部の中心を通る垂直線上）にあること。

前方 10m の位置において測定する場合は、当該照明部の中心を含む水平面より下方 2 cm の直線及び下方 15cm の直線（標準位置は下方 10cm）〔当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあつては、下方 7 cm の直線及び下方 20cm の直線（標準位置は下方 15cm）〕並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線により左右にそれぞれ 27cm の直線に囲まれた範囲内にあること。（標準位置は照明部の中心を通る垂直線上）

- ・光度測定点における光度が 6,400cd 以上であること。

② カットオフを有しないすれ違い用前照灯

走行用前照灯測定機能を使い光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定する。

〔判定基準〕

- ・光度が最大となる点の垂直位置については、照明部の中心を通る水平面より下方であること。
- ・水平位置については、照明部の中心を通る垂直線より左方にあること。
- ・最高光度点における光度が 6,400cd 以上であること。

(2) 走行用前照灯試験機（スクリーン付き含む。）又は壁等による検査

① カットオフを有するすれ違い用前照灯

イ. カットオフの位置調整

エルボ一点の垂直位置の範囲は、照明部の中心を通る水平面より下方 0.11 度から下方 0.86 度の間（標準位置は下方 0.57 度）〔照明部の中心高さが 1 m を超えるものにあつては、下方 0.41 度から下方 1.16 度の間（標準位置は下方 0.87 度）〕にあること。また、エルボ一点の水平位置の範囲は、照明部の中心を通る垂直線から左右に 1.55 度の間（標準位置は照明部の中心を通る垂直線上）にあること。

前方 10 m の位置において測定する場合は、照明部の中心を含む水平面より下方 2 cm の直線

及び下方 15cm の直線（標準位置は下方 10cm）〔当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては、下方 7 cm の直線及び下方 20cm の直線（標準位置は下方 15cm）〕並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ 27cm の直線に囲まれた範囲内にあること。（標準位置は照明部の中心を通る垂直線上）

ロ．光度の判定

手動式の試験機の場合は、すれ違い用前照灯の照明部の中心より、下方 0.6 度（照明部の中心の高さが 1 m を超えるものにあつては、下方 0.9 度）、左方 1.3 度の点における光度（自動式の試験機の場合は、光度が最大となる点における光度）が 6,400cd 以上

前方 10 m の位置において測定する場合は、照明部の中心を含む水平面より下方 11cm（当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては 16cm）の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に 23cm の直線の交わる位置における光度が 6,400cd 以上。

② カットオフを有しないすれ違い用前照灯

イ．照射範囲の調整

最高光度が、照明部の中心を含む水平面より下方であり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方にあること。

ロ．光度の判定

最高光度点における光度が 6,400cd 以上であること。

(3) すれ違い用前照灯を測定することにより前照灯の検査を行った場合は、走行用前照灯を目視等により検査し、その結果を目視等による検査欄の灯火装置の項目に記載し、検査機器等による検査欄の前照灯の「主」の欄は斜線を引くこと。

(記載例)

- ・ 取付高さ欄に「すれ違い灯」と記載する。
- ・ 光度欄の副の欄に測定光度の値を記載する。

①すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合 ②スクリーン等による目視での検査でカットオフ有りの場合 ③カットオフ無しの場合

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光 軸	下 10 cm	下 10 cm
	Ⓐ・右 5 cm	左・Ⓐ 20 cm
光 度	主 × 100 cd	主 × 100 cd
	副 × 100 80 cd	副 × 100 80 cd

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光 軸	下 スクリーン 10 cm	下 10 cm
	Ⓐ・右 5 cm	Ⓐ・右 20 cm
光 度	主 × 100 cd	主 × 100 cd
	副 × 100 80 cd	副 × 100 80 cd

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 カットオフ無し 58 cm	58 cm
光 軸	下 5 cm	下 5 cm
	Ⓐ・左 10 cm	Ⓐ・右 10 cm
光 度	主 × 100 cd	主 × 100 cd
	副 × 100 80 cd	副 × 100 80 cd

注)

- ・ 光軸は、エルボ一点の位置と読み替えて数値を記載する。

注)

- ・ 光軸欄にスクリーンと記載する。
- ・ 光軸はエルボ一点の位置と読み替えて数値を記載する。

注)

- ・ 取付高さ欄に「カットオフ無し」と記載する。

2. 走行用前照灯の測定の取扱要領

- (1) 4灯式（同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）の光軸の向きは、主走行ビームについて記載するが、副走行ビームについても確認しておくこと。
- (2) ハロゲンヘッドランプ等装着車の測定可能なテストがない場合は、「検査機器等による検査Q & A」Q 9 A 9により取扱うこと。
- (3) 前照灯の光度について
 - ① 「4灯式以外」のもの
 - イ. すれ違い用前照灯が同時に点灯しないものは1灯につき、15,000cd 以上
 なお、2灯式の場合は「副」の欄は斜線を引くこと。
 - ロ. すれ違い用前照灯が同時に点灯するものは1灯につき、12,000cd 以上
 ただし、これに満たない場合は同時に点灯するすれ違い用前照灯との合計が15,000 以上
 - ② 「4灯式」のもの
 - 主走行ビーム1灯につき、12,000cd 以上
 ただし、これに満たない場合は他の走行用前照灯との合計が15,000cd 以上
- (4) 測定結果が上記ただし書き以外の場合は、すれ違い用前照灯又は副走行ビームを目視等により検査し、その結果を目視等による検査欄の灯火装置の項目に記載し、検査機器等による検査欄の前照灯の「副」の欄は斜線を引くこと。
- (5) 光軸が上向きの場合は「下」を打ち消し、「上」と記入する。

(記載例)

2灯式例

(減光式・切り換え式)

2灯式例（ウィンク式）

(主、副同時点灯しないもの)

4灯式例

(主走行で光度が満足するもの)

4灯式例

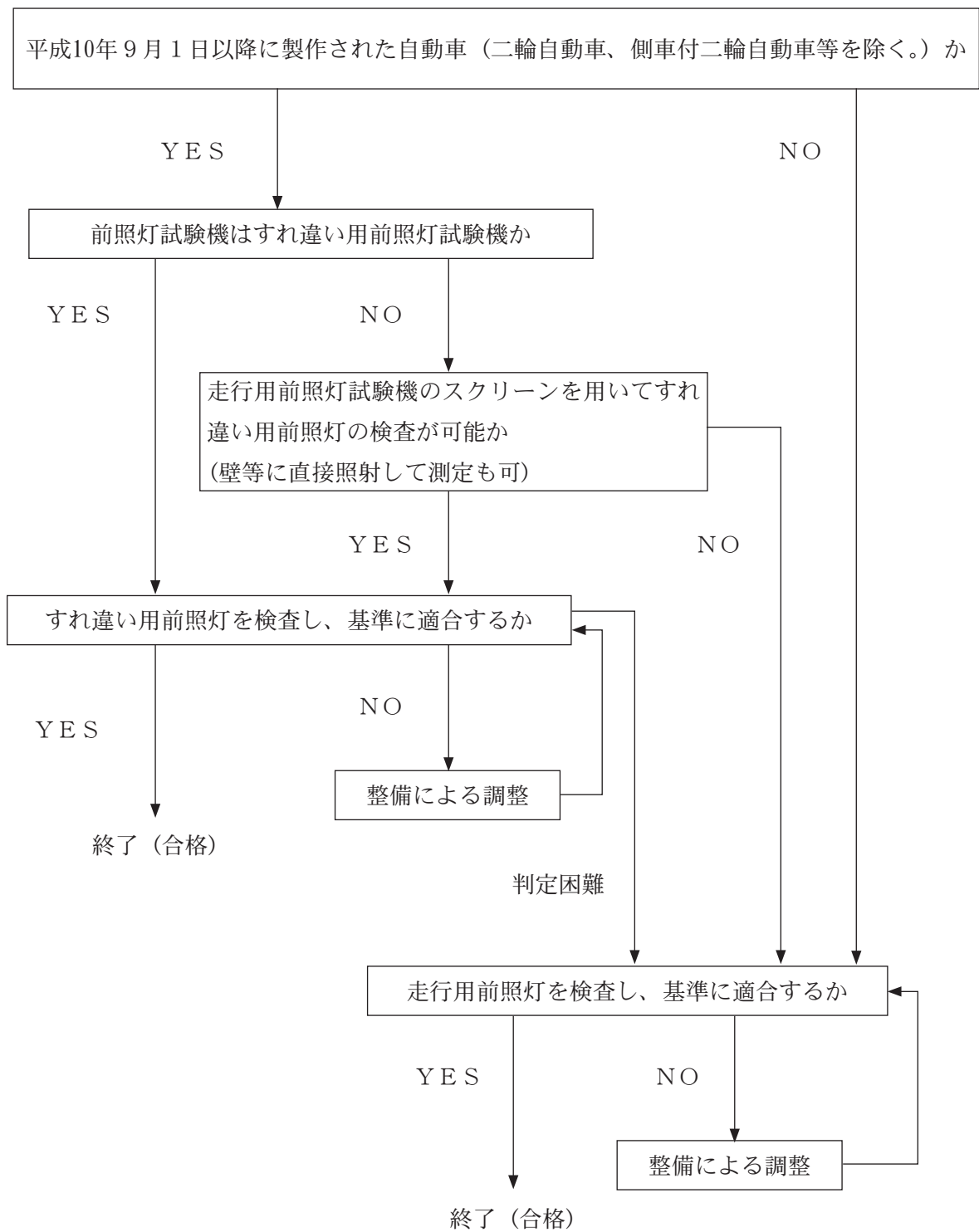
(主走行で光度が満たないもの)

前 照 灯		
	右	左
光 軸	干上 5 cm	下 5 cm
	左・ <u>右</u> 5 cm	<u>左</u> ・右 10 cm
光 度	主×100 180 cd	主×100 180 cd
	副×100 cd	副×100 cd

前 照 灯		
	右	左
光 軸	干上 5 cm	下 0 cm
	左・右 0 cm	左・右 0 cm
光 度	主×100 150 cd	主×100 160 cd
	副×100 cd	副×100 cd

前 照 灯		
	右	左
光 軸	干上 5 cm	下 5 cm
	<u>左</u> ・右 5 cm	<u>左</u> ・右 10 cm
光 度	主×100 110 cd	主×100 120 cd
	副×100 60 cd	副×100 cd

整備工場における前照灯検査（整備）の流れ



【前部霧灯】

- (1) 2 灯ある場合は、明るい方の測定値のみを記載して差し支えない。
- (2) 前部霧灯が取り付けられていない場合は、当該欄に斜線を引くこと。
- (3) 型式指定自動車等に取り付けられた前部霧灯で、視認により良と判断できるときは当該欄に「良」と記載すること。

【速度計の誤差】

- (1) 検査車両の速度計が 40km/h における速度計試験機の指示値を測定して、誤差値を記載すること。
(記載例) 検査車両の速度計：40km/h、速度計試験機の指示値：38.5km/h の場合
記録簿の速度計の誤差欄：+ 1.5km/h

【タイヤの振れ】

- (1) 駆動輪は速度計試験機による検査時に、駆動輪以外はブレーキ・テストによる検査時にタイヤの振れを確認すること。

【サイドスリップ】

- (1) 前 2 軸車及び 4WS 車については、2 段書きにより記載すること。
また、テストの配置は、前 2 軸又は後輪の車輪が確実に直進でサイドスリップ・テストを通過できること。
 - (2) かじ取り車輪の横すべり量の特例的取扱い
次の①②については、保安基準第 11 条第 1 号に適合しているものとして取り扱って差し支えない。
 - ① サイドスリップ・テストを用いて測定した場合の横すべり量が、各型式についてメーカーの推奨する横すべり量の範囲（概要説明書又はコーションラベルで確認）内にあるもの。
 - ② 横すべり量をサイドスリップ・テストを用いて測定できない場合（横すべり量がテストの目盛りを超えた場合等）であっても、トーイン、キャンバ、キャスタの値が各型式について、それぞれメーカーの設計基準値（諸元表又はコーションラベルで確認）内にあるもの。
 - ③ 指定整備記録簿の記載方法について、①の場合は、読み取った数値をそのまま記載し、②の場合は、記載例のとおり各測定値が範囲内にあることを確認のうえ、走行テスト等の方法と結果欄へその数値を記載すること。
なお、各型式ごとの横すべり量等については、横すべり量の特例扱い車両一覧表を参照すること。
- ※前述の (2) ①サイドスリップの特例扱いにより、保安基準内の合格数値 $\pm 5\text{mm}$ を超えているが、メーカー推奨する横すべり量の範囲により適合と判断した場合は、「走行テスト等の方法と結果欄」に許容値を記載することが望ましい。

((2) ②記載例)

指定整備記録簿の記載例（メルセデス・ベンツ E-201024の場合）

検査機器等による検査

制 動 力						前 照 灯		前部霧灯	警 音 器
前	前	右		軸重	左右差		右	左	聴感・テスト デシベル
									cd
									良 ・ 否
									ppm
走行テスト 等の方法と 結果	トーイン 0° 25'					サイド・スリップ			黒煙・粒子状物質
	キャンバー - 0° 25'					イン・アウト			視認(空ぶかし)・テスト
	キャスト 10° 25'					mm			% m ⁻¹

↑ コーシヨナラベル等により各測定値が範囲内にあることを確認のうえ、走行テスト等の方法と記録欄へ記載すること。

↑ 測定値欄は、抹消すること。

【警音器】

(記載例)

- (1) 検査用機器を使用することが原則であるが、保安基準に適合していると容易に判定できる場合に限り、聴感による検査によって差し支えない。

なお、検査用機器は機器校正のためにも月に数回測定することが望ましい。

また、聴感で良いと判断できる場合は「良」と記載すること。

1. 検査機器による場合

警音器
聴 感 ・ テスタ 1 0 5 デシベル

2. 聴感による場合

警音器
聴 感 ・ テスタ 良 デシベル

(2) 警音器の測定方法

音の大きさを測定するときは音量計又は騒音計で次により測定すること。

- ・ マイクロホンの高さは車両中心線上の車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さで、音の大きさが最大となる高さ。(H 15. 12. 31 以前製作車は、車の前端から2mの位置の地上1mの高さで測定できる。)
- ・ 聴感補正回路はA特性 (H 15. 12. 31 以前製作車で、前端から2mの位置で測定の場合は、C特性で測定できる。)
- ・ 次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給
 - イ 原動機は停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - ロ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
- ・ 測定場所は、おおむね平坦で周囲からの反射音による影響を受けない場所

(3) 測定値の取扱い

- ・ 測定は2回行う。(1dB未満は切り捨て。)
- ・ 2回目の測定値の差が2dBを超える場合は無効(2回とも規定値の範囲内でない場合は有効。)
- ・ 2回の測定値の平均を音量(判定値)とする。

(記載例)

1 回目測定値：85.4 dB 2 回目測定値：86.4 dB

判定値： $(85 + 86) \div 2 = 85.5 \text{ dB}$

- ・ 暗騒音との差が 3 dB 未満の場合は無効。
- ・ 暗騒音との差が 3 ～ 9 dB の場合は次の値で補正する。

(例) 暗騒音 85dB の場所で自動車の警音器音が、

[1 回目] 90dB の場合その差は 5 dB となる。

補正值は、表によりマイナス 2 dB であるので、88dB が測定値となる。

測定値 90dB ・ ・ ① 暗騒音 85dB ・ ・ ② 差①－② $90 - 85 = 5 \text{ dB}$

補正值 2 dB 計算 $90 - 2 = 88 \text{ dB}$

[2 回目] 89dB の場合その差は 4 dB となる。

補正值は、表によりマイナス 2 dB であるので、87dB が測定値となる。

測定値 89dB ・ ・ ① 暗騒音 85dB ・ ・ ② 差①－② $89 - 85 = 4 \text{ dB}$

補正值 2 dB 計算 $89 - 2 = 87 \text{ dB}$ $(88 \text{ dB} + 87 \text{ dB}) \div 2 = 87.5 \text{ dB}$

(単位 dB)

測定値と暗騒音の差	3	4 ～ 5	6 ～ 9
補正值	3	2	1

(4) 適合しない例

- ・ 音が自動的に継続するもの。
- ・ 運転者席で音の大きさ、音色を容易に変更できるもの。
- ・ 音の大きさ、音色が自動的に変化するもの。

【排気騒音、近接排気騒音】

保安基準第 30 条に掲げる基準に不適合となるおそれがあると認められたときは、音量計等を用いて計測すること。

なお、聴感で良と判断できる場合は「良」と記載すること。

(記載例)

1. 検査機器による場合 2. 聴感による場合

排気騒音		
聴	感	テスト
8	2	デシベル

排気騒音		
聴	感	テスト
良		デシベル

(1) 近接排気騒音【(2) の自動車を除く。】

(審査事務規程 別添 9 近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)) P249 参照

① 測定方法

原動機を最高出力時の回転数の 75% (二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるものにあつては、50%) の回転数±3% の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

② 測定値の取扱い

- ・聴感補正回路は、A 特性
- ・測定は 2 回行う。(1 dB 未満切り捨て。)
- ・2 回の測定値の差が 2 dB を超える場合は無効。(2 回とも規制値を超えている場合は有効。)
- ・2 回の測定値の平均を騒音値とする。

(記載例)

1 回目測定値：85.6 dB 2 回目測定値：86.4 dB

判定値： $(85 + 86) \div 2 = 85.5 \text{ dB}$

- ・暗騒音との差が 3 dB 未満の場合は無効。(測定値が基準値以下は有効)
- ・暗騒音との差が 3 dB 以上 10dB 未満の場合には、測定値から次表の補正值を控除するものとする。
ただし、測定値が基準値以下の場合には控除しなくてもよい。

(単位 dB)

測定値と暗騒音の差	3	4 ~ 5	6 ~ 9
補正值	3	2	1

(騒音値 = 測定値 - 補正值)

(2) 近接排気騒音【平成 28 年騒音規制車】

(審査事務規程 別添 10 近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時)) P252 参照

- ・平成 28 年騒音規制車については定常走行騒音規制が適用されないため、定常走行欄は斜線を引くこと。(電気自動車については排気騒音も斜線)

(記載例)

1. 検査機器による場合

排気騒音		
聴	感	テスト
8	2	デシベル

2. 聴感による場合

排気騒音		
聴	感	テスト
良		デシベル

① 測定方法

原動機を次表の区分に応じた回転数±5%の回転数に1秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

区 分	原動機回転数
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の 50% の回転数
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転
④ ①から③以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数

② 測定値の扱い

- ・測定は3回行い、小数第1位（小数第2位四捨五入）までの数値を測定値とする。
ただし、測定した騒音の値の整数位（小数第1位切り上げ）までの数値が基準値以下の場合には、測定した騒音の値の整数位（小数第1位切り上げ）までの数値を測定値とすることができる。
- ・3回の測定値の差が2dBを超える場合は無効。
ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効。
- ・3回の測定値の平均の値の整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。
- ・暗騒音との差が10dB未満の場合には、測定値を無効とする。
ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。

（記載例）

1 回目測定値：85.⁵~~46~~dB 2 回目測定値：86.¹~~44~~dB 3 回目測定値：84.⁰~~95~~dB
判定値：(85.5 + 86.1 + 85.0) ÷ 3 = 85.5 ⇒ 86dB

- ・暗騒音との差が10dB未満の場合は無効。（測定値が基準値以下は有効）

【CO】

- (1) ガソリン・LPGを燃料とする自動車のアイドリング時のCO濃度の測定値を記載すること。 （記載例）

- (2) 軽油を燃料とする自動車の場合は、当該欄に斜線を引くこと。

C	O
0.5	%
H	C
4 [∞]	2 [∞] ・特殊
150	ppm

【HC】

- (1) ガソリン・LPGを燃料とする自動車のアイドリング時のHC濃度の測定値を記載すること。

- (2) 検査車両に該当する原動機の種類を○で囲むこと。

- (3) 軽油を燃料とする自動車の場合は、当該欄に斜線を引くこと。

【黒煙・粒子状物質】

軽油を燃料とする自動車のみ記載すること。（軽油以外を燃料とする自動車の場合は、当該欄に斜線を引くこと。）

1. オパシメータ測定車

(審査事務規程 別添 11 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法)

- (1) 「オパシメータ測定車」は、オパシメータを使用して検査すること。

なお、黒煙・粒子状物質欄には測定値（平均値を含む）を、小数以下第3位を四捨五入して記載すること。

- (2) 各測定値は指定整備記録簿の測定値記入欄（余白等）に記載し、又は測定結果をプリントアウト出来るものは、その測定結果を指定整備記録簿（控）に添付すること。

(記載例)

1. 1回目の測定結果が閾値以下であった場合

黒煙・粒子状物質		
視認（空ぶかし）・ テスト		
%		
0.25 m⁻¹		
①0.251 ^{m⁻¹}		

2. 2回目の測定結果が閾値以下であった場合

黒煙・粒子状物質		
視認（空ぶかし）・ テスト		
%		
0.25 m⁻¹		
①0.682 ^{m⁻¹}	②0.253 ^{m⁻¹}	

3. 3回目測定した場合
平均値を記載。

黒煙・粒子状物質		
視認（空ぶかし）・ テスト		
%		
0.73 m⁻¹		
①0.752 ^{m⁻¹}	②0.751 ^{m⁻¹}	③0.701 ^{m⁻¹}

2. 黒煙測定車（オパシメータ測定車以外のディーゼル車）

(審査事務規程 別添 12 無負荷急加速黒煙の測定方法)

- (1) 「黒煙測定車」は、検査用機器を使用することが原則であるが、保安基準に適合していると容易に判定できる場合に限り、視認による検査によって差し支えない。

なお、黒煙規制値（25%）が適用される自動車にあっては、視認では判断するのが難しいことから検査用機器により測定すること。（ただし、オパシメータのみを保有している事業場であって、適切な整備を前提とし、スクリーニング検査の結果、適合性判断を容易に判定可能な場合を除く。）

- (2) 黒煙測定器により測定した場合は、3回の平均値（整数値）を記載すること。

なお、次表の規制値欄に掲げる規制値に応じ、測定回数欄に掲げるいずれかの測定回数における測定値が測定 値範囲欄に掲げる範囲内にあるときは、汚染度値欄に掲げるそれぞれの値を汚染度とすることができる。

規制値	測定回数	測定値範囲	汚染度値
25%	1回	1回目の測定値が 20%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が 20%以下	2回の測定値を平均した整数値
30%	1回	1回目の測定値が 25%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が 25%以下	2回の測定値を平均した整数値
35%	1回	1回目の測定値が 30%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が 30%以下	2回の測定値を平均した整数値
40%	1回	1回目の測定値が 35%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が 35%以下	2回の測定値を平均した整数値
50%	1回	1回目の測定値が 45%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が 45%以下	2回の測定値を平均した整数値

- (3) なお、測定したときは、試験紙すべてを指定整備記録簿（控）に添付、又は各測定値を指定整備記録簿の測定値記入欄（余白等）に記載すること。

$$\frac{1 \text{ 回} + 2 \text{ 回} + 3 \text{ 回}}{3} = \text{平均値 (整数値)} 10.\underline{5} \% (\text{小数点以下切り捨てる})$$

(記載例)

1. 黒煙測定器を用いた場合：平均値（整数値）を記載
2. 最初から視認による場合
3. オパシメータを用いた場合（オパシメータ測定車と同じ）
4. オパシメータを用いた測定においてスクリーニング値を超え、視認で確認した場合

黒煙・粒子状物質	黒煙・粒子状物質	黒煙・粒子状物質	黒煙・粒子状物質
視認(空ぶかし)・ <u>テスト</u> % 16 m ⁻¹	<u>視認(空ぶかし)</u> ・テスト % 適 m ⁻¹	視認(空ぶかし)・ <u>テスト</u> % 0.73 (m ⁻¹)	<u>視認(空ぶかし)</u> ・テスト % 適 m ⁻¹

(余白)

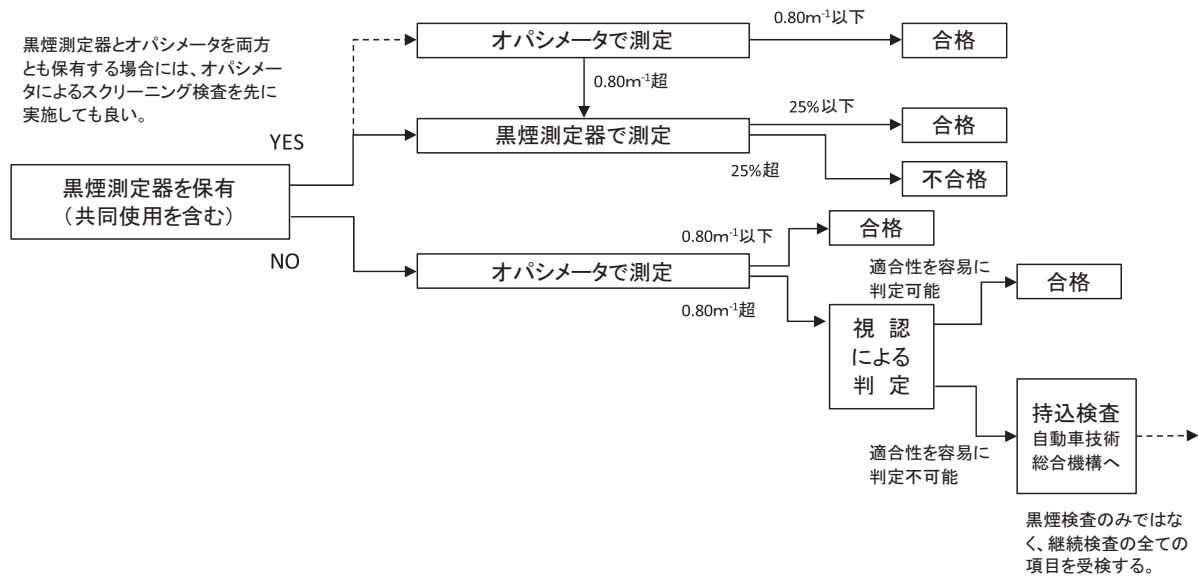
① 0.752^{m-1} ② 0.751^{m-1}
③ 0.701^{m-1}

※ 25 % 規制車に限る。別途、余白に測定値を明確に記載する。

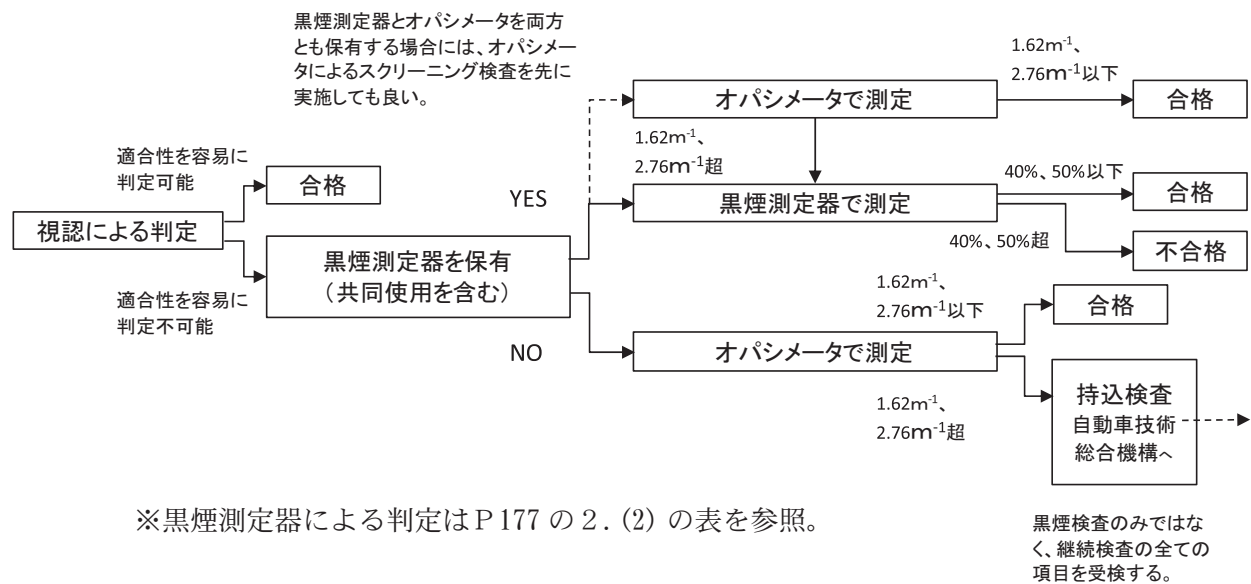
整備工場における黒煙測定車の検査の流れ

黒煙 25%規制車

- 黒煙 25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
- このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。



黒煙 40%、50%規制車



【走行テスト等の方法と結果】

(1) 走行テストにより測定を行ってよい車両

- ① 2デフの車両、大型特殊自動車及び幅、高さ、軸重（審査時車両状態）が10トンを超える保安基準緩和車両のうち、国の検査コースで物理的に計測できない車両。
- ② 速度計の検出部が駆動軸以外に設けられている自動車。
- ③ 二輪車。

(2) 指定整備記録簿の記載方法

- ① 制動力については、「検査機器等によるQ&A」Q 8 A 8 - 1 (イ)及び(ロ)により記載すること。
- ② スピードメーターについては、「検査機器等によるQ&A」Q 8 A 8 - 2により記載すること。

3. 「目視による検査」欄

目視、点検ハンマ等を用いて行う検査結果を記載する。

- (1) 「目視等による検査の内容」(P195～P196)を参考に当該自動車に備えられている装置等について、目視等による検査を実施し、保安基準の適合性を確認する。

保安基準に適合している場合には□の中へ「レ」を記載すること。

(目視による検査項目の記載例)

項目ごとに保安基準の適合性を確認し、「レ」マークをいれる。

▶ 構造	☐ 乗車装置及び物品積載装置
→ ☐ 最低地上高	☐ 前面ガラスその他の窓ガラス
☐ 最大安定傾斜角度	☐ 騒音防止装置
☐ 最小回転半径	☐ ばい煙等の発散防止装置
▶ 装置	☐ 灯火装置及び反射器
☐ 原動機及び動力伝達装置	☐ 警報装置
☐ 走行装置	☐ 指示装置
☐ 操縦装置	☐ 視野を確保する装置
☐ 制動装置	☐ 走行距離計その他の計器
☐ 緩衝装置	☒ 防火装置
☐ 燃料装置及び電気装置	→ ☒ 内圧容器及びその附属装置
☐ 車枠及び車体	→ ☒ 自動運行装置
→ ☒ 連結装置	→ ☒ その他

装置がない場合は、「/」を記載する。

4. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」欄

自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書より転記する。

- (1) 自動車検査証の記載事項と現車との照合を行うこと。
 (2) 登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項と現車との照合を行うこと。

この場合、自動車登録番号等の取り付けがされていないことから、「自動車登録番号又は車両番号」、「登録（交付）年月日」及び「自動車検査証の有効期間」の各欄は斜線を引くこと。

- (3) 自動車検査証備考欄に記録されている事項を「その他」又は「余白」の欄に記載すること。書き切れない場合等には、「別紙あり」と記載し、自動車検査証のコピーに照合内容を明確に記載し、指定整備記録簿に添付すること。

例：土砂等を運搬しない車両にあっては「土砂禁」

- ・被牽引自動車にあっては「牽引自動車の車名及び型式」
- ・燃料タンクが記載された普通貨物自動車にあっては「燃料タンクの個数及び容量」
- ・車いすを車体に固定するための装置を有する自動車にあっては「車いす固定装置付（○基）」
- ・改造自動車における改造内容
- ・道路維持作業用自動車

5. 「依頼者の氏名等」欄

依頼者の氏名又は名称及び住所を記載し、依頼事項欄は、依頼者の依頼・要望事項を記載すること。
依頼事項については、法定点検を含む日常点検項目等の依頼の有無についても明記すること。

6. 「検査の年月日、自動車検査員の氏名」欄

検査の結果、保安基準に適合していることを判定・確認のうえ、自動車検査員が記名し、その検査完了日を記載すること。

なお、法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合には、記録簿にそれぞれの自動車検査員の作業分担及び検査の年月日を記載すること。

7. 「保安基準適合証及び同標章番号、標章交付の有無、限定保安基準適合証の番号」欄

それぞれ該当する数字、交付の有無を記載すること。

なお、保安基準適合証を再交付したときは、再交付した保安基準適合証の交付番号を（ ）書きで追記すること。

8. その他 注意事項

(1) 再検査を行ったときは、旧の測定値を朱抹し、再検査後の測定値を朱書きすること。

(2) ダンプ車（土砂禁車を除く。）にあつては、その荷台容積比計算式を走行テスト等の方法と結果欄又はその付近に記載すること。

また、土砂等運搬する大型ダンプ車については使用者に「自動車技術基準適合証」の提示を求め、自重計の取り付けを確認し、当該確認した旨を記載しておくこと。

ダンプ荷台容積比

$$\text{最大積載量 (t)} \div \text{長さ (m)} \times \text{幅 (m)} \times \text{深さ (m)} = \begin{cases} \geq \text{軽、小型 } 1.3 \text{ t/m}^3 \\ \geq \text{普通 } 1.5 \text{ t/m}^3 \end{cases}$$

(但し、荷台容積は計算後 0.1 m³ 未満切り捨て)

$$\text{小型ダンプ車の計算例} : \frac{2}{3.10 \times 1.60 \times 0.32} = \frac{2}{1.58} = 1.33 \geq 1.3$$

(3) 制動力の記載に関して、検査機器の表示がDaNである場合には、Nに換算して記載すること。

$$\text{換算式 } N = \text{DaN} \times 10$$

別記 制動力の記載例等

記載例（１） ２軸車 〔k g 単位表示の場合〕
（自動車諸元）

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
5 人	1 2 2 0 kg	1 4 9 5 kg	1 5 0 km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
6 7 0 kg	— kg	— kg	5 5 0 kg

区 分	右	左	計	備 考
主制動力	前輪	230kg	240kg	470kg
	後輪	180kg	160kg	340kg
駐車ブレーキ	170kg	160kg	330kg	

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に 5 5 kg を加え、前軸重欄に記載する。

〔検査機器等による検査〕				
制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑧
		2 3 0 kg		1 0 kg
	左 ②	2 4 0 kg		7 2 5 kg
				1 . 4 %
	前 後 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
	左	kg	%	
		kg		
後 軸	後 前 軸	右	軸重	左右差
		kg	kg	kg
	左	kg	%	%
			%	
	後 後 軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑩
		1 8 0 kg	5 5 0 kg	2 0 kg
左 ④		⑦	⑪	
	1 6 0 kg	6 1 . 8 %	3 . 7 %	
計		⑥	車両重量 C	⑫
		8 1 0 kg		6 3 . 5 %
手動	⑤			⑬
	3 3 0 kg		1 2 7 5 kg	2 5 . 8 %
走行テスト等の 方 法 と 結 果		審査時車両状態の重量		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑬は計算値を記載する。（計算例参照）
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「5 5 kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	5 8 0 kg ⑥	車両重量 C	湿(W) ⑫
手動	3 3 0 kg ⑤	1 2 7 5 kg	4 5 . 4 %
			2 5 . 8 % ⑬

「審査時車両状態」とは空車状態の自動車に運転者1名(55kg)が乗車した状態及び原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹聴していない状態及び車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでない状態をいう。（以下において同じ。）

計算例（判定例）

計 算 式				基 準 値
主制動力の総和 ⑫	(810)	(1220+55)		
	制動力の計⑥÷車両重量C	× 1 0 0 = 6 3 . 5 2 %		≥ 5 0 %
駐車制動力の総和 ⑬	(330)	(1220+55)		
	手動制動力⑤÷車両重量C	× 1 0 0 = 2 5 . 8 8 %		≥ 2 0 %
後輪制動力の総和 ⑦	(340)	(550)		
	後輪制動力の和③④÷後軸重B	× 1 0 0 = 6 1 . 8 1 %		≥ 1 0 %
制動力左右の差	前軸 ⑨	(10)	(670+55)	
		前軸重の左右差⑧÷前軸重A	× 1 0 0 = 1 . 3 7 %	≤ 8 %
	後軸 ⑪	(20)	(550)	
		後軸重の左右差⑩÷後軸重B	× 1 0 0 = 3 . 6 3 %	≤ 8 %

（注）制動力の総和
駐車制動力の総和
後輪制動力の 和
制動力左右の 差

・ 小数第2位の数値を切り捨て、小数第1位まで記載する。
・ 小数第2位の数値を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例（１）の２ ２軸車 [N単位表示の場合]
（自動車諸元） テスタによる測定値

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
5 人	1 2 2 0 kg	1 4 9 5 kg	1 5 0 km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
6 7 0 kg	— kg	— kg	5 5 0 kg

(daN) ×10= 指定整備記録測定表への記載数値 [N]

区 分	右	左	計	備 考
主制動力	前輪	2300 N	2400 N	4700 N
	後輪	1800 N	1600 N	3400 N
駐車ブレーキ	1700 N	1600 N	3300 N	

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に 5 5 kgを加え、前軸重欄に記載する。

[検査機器等による検査]

制 動 ↓ 力			
前 軸	前前軸	右 ① 2 3 0 0 N	軸重 A 左右差 ⑧ 1 0 0 N
		左 ② 2 4 0 0 N	0. 14⑨ N/kg
	前後軸	右 N	軸重 左右差 N
		左 N	kg N/kg
後 軸	後前軸	右 N	軸重 左右差 kg
		左 N	kg %
	後後軸	右 ③ 1 8 0 0 N	軸重 B 左右差 ⑩ 2 0 0 N
		左 ④ 1 6 0 0 N	6. 18⑦ N/kg 0. 37⑪ N/kg
計		⑥ 8 1 0 0 N	車両重量 C 6. 35⑫ N/kg
手動		⑤ 3 3 0 0 N	1 2 7 5 kg 2. 58⑬ N/kg
走行テスト等の 方法と結果		審査時車両状態の重量	

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑬は計算値を記載する。（計算例参照）
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「5 5 kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	⑥ 5 7 5 0 N	車両重量C 1 2 7 5 kg	湿(W) ⑫ 4 . 5 0 N/kg
手動	⑤ 3 3 0 0 N		⑬ 2 5 . 8 N/kg

「審査時車両状態」とは空車状態の自動車に運転者1名(55kg)が乗車した状態及び原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹聴していない状態及び車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでない状態をいう。（以下において同じ。）

計算例（判定例）

計 算 式			基 準 値
主制動力の総和 ⑫	(8100N) (1220+55kg) 制動力の計⑥÷車両重量C	= 6 . 3 5 ⑫ N/kg	≥ 4.90N/kg
駐車制動力の総和 ⑬	(3300N) (1220+55kg) 制動力の計⑤÷車両重量C	= 2 . 5 8 ⑬ N/kg	≥ 1.96N/kg
後輪制動力の総和 ⑦	(3400N) (550kg) 後輪制動力の和③④÷後軸重B	= 6 . 1 8 ⑦ N/kg	≥ 0.98N/kg
制動力左右の差	前軸 ⑨ (100N) (670+55) 前軸重の左右差⑧÷前軸重A	= 0 . 1 4 ⑨ N/kg	≤ 0.78N/kg
	後軸 ⑪ (200N) (550) 後軸重の左右差⑩÷後軸重B	= 0 . 3 7 ⑪ N/kg	≤ 0.78N/kg

(注) 制動力の総和
駐車制動力の総和
後輪制動力の和
制動力左右の差・・・小数第3位の数を切り捨て、小数第2位まで記載する。
制動力左右の差・・・小数第3位の数を切り上げ、小数第2位まで記載する。

記載例（２） ２軸車

【前軸の全車輪又は駐車ブレーキの全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を測定することが困難な場合】
（自動車諸元）

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
5 人	1 2 2 0 kg	1 4 9 5 kg	1 5 0 km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
6 7 0 kg	— kg	— kg	5 5 0 kg

区 分		右	左	計	備 考
主制動力	前輪	190kg	200kg	390kg	左右ロック
	後輪	130kg	110kg	240kg	
駐車ブレーキ		120kg	130kg	250kg	左右ロック

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に 5 5 kg を加え、前軸重欄に記載する。

〔検査機器等による検査〕				
制 動 ↓ 力				
前 軸	前前軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑧
		1 9 0 kg	全車輪ロック	1 0 kg
	左 ②			⑨
		2 0 0 kg	7 2 5 kg	1. 4 %
	前後軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
左			%	
後 軸	後前軸	右	軸重	左右差
		kg	kg	kg
		左	%	%
	後後軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑩
		1 3 0 kg	5 5 0 kg	2 0 kg
		左 ④	⑦	⑪
計	⑥	車両重量 C	⑫	
	6 3 0 kg		4 9. 4 %	
手動	全車輪ロック⑤	1 2 7 5 kg	⑬	
	2 5 0 kg		1 9. 6 %	
走行テスト等の 方法と結果		審査時車両状態の重量		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
前軸①及び②又は⑤はロック直前の数値を記載する。
前軸が複数の場合はそれぞれの軸のロック直前の数値を記載する。
- ⑥～⑬は計算値を記載する。（計算例参照）
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「5 5 kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- は、前軸の全車輪又は駐車ブレーキの全ての車輪がロックした場合の記載例。

「審査時車両状態」とは空車状態の自動車に運転者1名(55kg)が乗車した状態及び原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹聴していない状態及び車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでない状態をいう。（以下において同じ。）

・（参考）独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程9-3(1)①抜粋
ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

計算例（判定例）

計 算 式				基 準 値
主制動力の総和	⑫	(630) (1220+55) 制動力の計⑥÷車両重量C × 1 0 0 = 4 9. 4 ± %		≥ 5 0 %
駐車制動力の総和	⑬	(250) (1220+55) 制動力の計⑤÷車両重量C × 1 0 0 = 1 9. 6 ± %		≥ 2 0 %
後輪制動力の総和	⑦	(240) (550) 後輪制動力の和③④÷後軸重B × 1 0 0 = 4 3. 6 ± %		≥ 1 0 %
制動力左右の差	前軸 ⑨	(10) (670+55) 前軸重の左右差⑧÷前軸重A × 1 0 0 = 1. 3 7 %		≤ 8 %
	後軸 ⑪	(20) (550) 後軸重の左右差⑩÷後軸重B × 1 0 0 = 3. 6 ± %		≤ 8 %

（注）制動力の総和
駐車制動力の総和
後輪制動力の和
制動力左右の差
→ 小数第2位の数切り捨て、小数第1位まで記載する。
→ 小数第2位の数切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例（３） 被けん引自動車（後２軸のトレーラ）〔k g単位表示の場合〕
【空車状態に運転者1名が乗車したトラクタと空車状態のトレーラとを連結した状態】
〔検査機器等による検査〕

制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
		左		
	前 後 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
		左		
後 軸	後 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑨
		4 4 0 kg	1 3 2 0 kg	0 kg
		左 ②	⑦	⑩
	後 後 軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑪
		6 1 0 kg	1 4 9 0 kg	1 0 kg
		左 ④	⑧	⑫
計		車両重量 C		
手動	⑤		⑬	
	1 2 4 0 kg	3 5 4 0 kg	3 5 . 0 %	
走行テスト等の 方法 と 結 果		車輪上昇時		
		右710kg 軸重2390kg 左右差20kg		
		左690kg 58.5% 0.9%		
		手動 1290kg 36.4%		
		分離 880kg 24.8%		
		後前軸全車輪277.2 後後軸全車輪277.2		

- ①～⑥はテストの測定値を記載する。
- ⑦～⑭は計算値を記載する。（計算例参照）
- 制動力は各軸毎（⑦・⑧）に判定する。
- A～Cは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置の制動力（分離ブレーキ）は指定整備記録簿の余白部に下表を載せ数値等を記載する。
（指定整備記録簿の余白部がない時は、裏面でも可。
下表についてはゴム印可。）

保安基準の細目を定める告示 第172条第4項の制動装置	制動力	kg	%
--------------------------------	-----	----	---

- は、各軸毎（⑦・⑧）に制動力の和が50%以上ある場合の記載は不要である。
- 車軸昇降装置付の車両にあっては走行テスト等の方法と結果欄に「車軸上昇時（又は車軸下降時）」を記載し、その状態についても測定結果等を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が40%以上であることを適用した場合、制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計		車両重量 C	湿(W)
手動	⑤	3 5 4 0 kg	⑬
	1 2 4 0 kg		3 5 . 0 %

保安基準の細目を定める告示 第172条第4項の制動装置	制動力	⑥ 8 8 0 kg	⑭ 2 4 . 8 %
--------------------------------	-----	------------	-------------

計 算 式			基 準 値
駐車制動力の総和	⑬	(1240) (3540) 手動制動力⑤÷車両重量C × 1 0 0 = 3 5 . 0 2 %	≥ 2 0 %
後輪制動力	後前軸 ⑦	(880) (1320) 後前軸制動力の和①②÷後前軸重A × 1 0 0 = 6 6 . 6 6 %	≥ 5 0 %
	後後軸 ⑧	(1230) (1490) 後後軸制動力の和③④÷後後軸重B × 1 0 0 = 8 2 . 5 5 %	≥ 5 0 %
制動力左右の差	後前軸 ⑩	(0) (1320) 後前軸重の左右差⑨÷後前軸重A × 1 0 0 = 0 %	≤ 8 %
	後後軸 ⑫	(10) (1490) 後後軸重の左右差⑪÷後後軸重B × 1 0 0 = 0 . 6 7 %	≤ 8 %
分離ブレーキ	⑭	(880) (3540) 分離ブレーキ制動力の和⑥÷車両重量C × 1 0 0 = 2 4 . 8 5 %	≥ 2 0 %

（注）制動力の総和
駐車制動力の総和
後輪制動力の和
制動力左右の差

小数第2位の数値を切り捨て、小数第1位まで記載する。
小数第2位の数値を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例（４） 被けん引自動車（フルトレーラ）〔k g 単位表示の場合〕

【空車状態に運転者1名が乗車したトラクタと空車状態のフルトレーラとを連結した状態】

〔検査機器等による検査〕

制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑧
		5 4 0 kg	1 6 2 0 kg	0 kg
		左 ②	⑥	⑨
	5 4 0 kg	6 6 . 6 %	0 %	
	前 後 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
左			%	
後 軸	後 前 軸	右	軸重	左右差
		kg	kg	kg
		左		%
	kg	%	%	
	後 後 軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑩
		7 0 0 kg	1 9 2 0 kg	3 0 kg
左 ④		⑦	⑪	
7 3 0 kg	7 4 . 4 %	1 . 6 %		
計		車両重量 C		
	kg		%	
手動	⑤		⑫	
	1 2 4 0 kg	3 5 4 0 kg	3 5 . 0 %	
走行テスト等の 方 法 と 結 果		前軸全車輪ロック 後軸全車輪ロック		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑬は計算値を記載する。（計算例参照）
制動力は各軸毎（⑥・⑦）に判定する。
- A～Cは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- 保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置の制動力（分離ブレーキ）は指定整備記録簿の余白部に下表を載せ数値等を記載する。
（指定整備記録簿の余白部がない時は、裏面でも可。
下表についてはゴム印可。）

保安基準の細目を定める告示 第172条第4項の制動装置	制動力	kg	%
--------------------------------	-----	----	---

- は、各軸毎（⑥・⑦）に制動力の和が50%以上ある場合の記載は不要である。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が40%以上であることを適用した場合制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	kg	車両重量 C	湿 (W)
手動	⑤	3 5 4 0 kg	⑬
	1 2 4 0 kg		3 5 . 0 %

保安基準の細目を定める告示 第172条第4項の制動装置	制動力	⑥ 8 8 0 kg	⑬ 2 4 . 8 %
--------------------------------	-----	------------	-------------

計算例（判定例）

計 算 式				基 準 値
駐車制動力の総和 ⑫		(1240) (3540) 手動制動力⑤÷車両重量C	$\times 100 = 35.02\%$	$\geq 20\%$
後輪制動力	前軸 ⑥	(880) (1320) 前軸制動力の和①②÷前軸重A	$\times 100 = 66.66\%$	$\geq 50\%$
	後軸 ⑦	(1230) (1490) 後軸制動力の和③④÷後軸重B	$\times 100 = 82.55\%$	$\geq 50\%$
制動力左右の差	前軸 ⑨	(0) (1320) 前軸重の左右差⑧÷前軸重A	$\times 100 = 0\%$	$\leq 8\%$
	後軸 ⑪	(10) (1490) 後軸重の左右差⑩÷後軸重B	$\times 100 = 0.67\%$	$\leq 8\%$
分離ブレーキ ⑬		(880) (3540) 分離ブレーキ制動力の和⑥÷車両重量C	$\times 100 = 24.85\%$	$\geq 20\%$

（注）駐車制動力の総和
後輪制動力の和
制動力左右の差

】 小数第2位の数切り捨て、小数第1位まで記載する。
・ 小数第2位の数切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例（５） 被けん引自動車（ボートトレーラ）車両総重量 750 kg 以下でけん引自動車の車両重量の 1/2 以下で主制動装置を省略しているトレーラ
〔kg 単位表示の場合〕

【空車状態で運転者 1 名が乗車したトラクタと空車状態のトレーラとを連結した状態】
〔検査機器等による検査〕

制 動 力			
前 軸	前前軸	右	軸重
		kg	左右差
	前後軸	左	kg
		kg	%
	前後軸	右	軸重
		kg	左右差
後 軸	後前軸	左	kg
		kg	%
	後後軸	右	軸重
		kg	左右差
	後後軸	左	kg
		kg	%
計	車両重量 B		%
	kg		%
手動	①		②
	6 0 kg	2 2 0 kg	2 7 . 2 %
走行テスト等の 方 法 と 結 果			

- ①はテストの測定値を記載する。
- ②は計算値を記載する。（計算例参照）
- A, B 自動車検査証に記載された軸重を記載する。

P71（５）参照

計算例（判定例）

計 算 式		基 準 値
駐車制動力の総和 ②	$\frac{(60) \times (220)}{\text{手動制動力①} \div \text{車両重量 B}} \times 100 = 27.2\%$	$\geq 20\%$

（注）駐車制動力の総和・・・小数第 2 位の数を切り捨て、小数第 1 位まで記載する。

記載例（６） 補助ブレーキがある自動車（教習車等）〔N 単位表示の場合〕

制 動 力					
前 軸	前前軸	右 ① 2300 (2300)N	軸重 A 左右差 ⑧ 100 (100)N		
		左 ② 2400 (2400)N	725kg 0.14 (0.14)N/kg		
	前後軸	右 N	軸重 左右差 N kg N/kg		
		左 N			
		後前軸		右 N	軸重 左右差 N
		左 N		kg N/kg N/kg	
後 軸	後前軸	右 N	軸重 左右差 N		
		左 N	kg N/kg N/kg		
	後後軸	右 ③ 1800 (1810)N	軸重 B 左右差 ⑩ 200 (220)N		
		左 ④ 1600 (1590)N	⑦ 0.37 (0.40)N/kg		
	計	⑥ 8100 (8100)N	車両重量 C ⑫ 6.35 (6.35)N/kg		
		⑤ 3300N	1275kg ⑬ 2.58N/kg		
走行テスト等の 方 法 と 結 果		() 書きは補助ブレーキ測定値			

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
（補助ブレーキの測定値は括弧書きにて記載する。）
- ⑥～⑬は計算値を載する。
（補助ブレーキの計算値は括弧書きにて記載する。）
- A～C は審査時車両状態を記載する。
- A は自動車検査証に記載された前軸重に「55 kg」を加えた値を記載する。
- B は自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- C は A・B を加えた値の「検査時車両状態の重量」を記載する。

（ ）書きは補助ブレーキ測定値

記載例（７）軸重不明車（自動車検査証に軸重が記載されていない車両）〔k g 単位表示の場合〕

〔検査機器等による検査〕

制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑦
		1 6 0 0 kg	軸重不明	3 0 0 kg
	前 後 軸	左 ②		8.0%以下 ⑧
		1 3 0 0 kg	kg	%
後 軸	後 前 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
	後 後 軸	左		%
		kg	kg	kg
	後 前 軸	右	軸重	左右差
		kg	kg	kg
	後 後 軸	左		%
		kg	%	%
計	後 後 軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑨
		1 2 0 0 kg	軸重不明 kg	2 5 0 kg
手動	後 後 軸	左 ④		8.0%以下 ⑩
		1 4 5 0 kg		%
計	後 後 軸	⑥	車両重量 C	⑪
		5 5 5 0 kg		6 6 . 1 %
手動	後 後 軸	⑤		⑫
		2 0 0 0 kg	8 3 9 5 kg	2 3 . 8 %
走行テスト等の 方 法 と 結 果		審 査 時 車 両 状 態 の 重 量		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑫は計算値を記載する。（計算例参照）
- ⑧及び⑩は基準値内の場合は「8%以下」と記載する。
- A及びBは「軸重不明」と記載する。
- Cは「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	3 7 8 0 kg ⑥	湿 (W) ⑪
	車両重量 C	4 5 . 0 %
手動	2 0 0 0 kg ⑤	8 3 9 5 kg ⑫
		2 3 . 8 %

※検査機器等によるQ&A、Q2A2 P305参照

計算例（判定例）

計 算 式				基 準 値
主制動力の総和	⑪	(5550kg) (8340+55kg)	制動力の計⑥÷車両重量C × 1 0 0 = 6 6 . 1 ± %	≥ 5 0 %
駐車制動力の総和	⑫	(2000kg) (8340+55kg)	制動力の計⑤÷車両重量C × 1 0 0 = 2 3 . 8 ± %	≥ 2 0 %
制動力左右の差	前軸 ⑧	(1600kg)	前軸の制動力の大①×0.2 = 3 2 0 kg	(300kg) ≥ 左右差⑦
	後軸 ⑩	(1450kg)	後軸の制動力の大④×0.2 = 2 9 0 kg	(250kg) ≥ 左右差⑨

（注）制動力の総和
駐車制動力の総和 } 小数第2位の数値を切り捨て、小数第1位まで記載する。

記載例（７）の２ 軸重不明車（自動車検査証に軸重が記載されていない車両）〔N単位表示の場合〕
〔検査機器等による検査〕 テスタによる測定値（daN）×10＝指定整備記録簿測定表への記載数値〔N〕

制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右 ① 16000N	軸重 A 軸重不明 kg	左右差 ⑦ 3000N
		左 ② 13000N		0.78N/kg以下 ⑧ N/kg
	前 後 軸	右 N	軸重 kg	左右差 kg
		左 N		N/kg
後 軸	後 前 軸	右 N	軸重 kg	左右差 kg
		左 N		N/kg
	後 後 軸	右 ③ 12000N	軸重 B 軸重不明kg	左右差 ⑨ 2500N
		左 ④ 14500N		0.78N/kg以下 ⑩ N/kg
計		⑥ 55500N	車両重量 C 8 3 9 5 kg	6.61 ⑪ N/kg
手動		⑤ 20000N		2.38 ⑫ N/kg
走行テスト等の 方 法 と 結 果			審査時車両状態の重量	

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑫は計算値を記載する。（計算例参照）
- ⑧及び⑩は基準値内の場合は「0.78N/kg以下」と記載する。
- A及びBは「軸重不明」と記載する。
- Cは「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	37870N ⑥	車両重量C	湿(W) ⑪ 4.51N/kg
手動	20000N ⑤	8 3 9 5 kg	⑫ 2.38N/kg

※ 検査機器等によるQ&A、Q2A2 P305参照

計算例（判定例）

計 算 式				基 準 値
主制動力の総和	⑪	(55500N) (8340+55kg) 制動力の計⑥÷車両重量C	$= 6.61 \pm N/kg$	$\geq 4.90N/kg$
駐車制動力の総和	⑫	(20000N) (8340+55kg) 手動制動力⑤÷車両重量C	$= 2.38 \pm N/kg$	$\geq 1.96N/kg$
制動力左右の差	前軸 ⑧	(16000N) 前軸の制動力の大①×0.2	$= 3200N$	(3000N) $\geq$ 左右差⑦
	後軸 ⑩	(14500N) 後軸の制動力の大④×0.2	$= 2900N$	(2500N) $\geq$ 左右差⑨

（注）制動力の総和
駐車制動力の総和 } 小数第3位の数値を切り捨て、小数第2位まで記載する。

記載例（８） ３軸車（前２軸）〔k g 単位表示の場合〕

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に 5 5 kgを加え、前軸重欄に記載する。					
制 動 ↓ 力					
前 軸	前 前 軸	右 ① 1 0 0 0 kg	軸重 A 3 1 3 5 kg	左右差 ⑩ 1 0 0 kg	
		左 ② 9 0 0 kg		⑪ 3 . 2 %	
	前 後 軸	右 ③ 9 0 0 kg	軸重 B 2 7 6 0 kg	左右差 ⑫ 5 0 kg	
		左 ④ 8 5 0 kg		⑬ 1 . 9 %	
	後 軸	後 前 軸	右 kg	軸重 kg	左右差 kg
			左 kg		% %
後 後 軸		右 ⑤ 8 5 0 kg	軸重 C 2 6 1 0 kg	左右差 ⑭ 5 0 kg	
		左 ⑥ 9 0 0 kg		⑨ 6 7 . 0 %	⑮ 2 . 0 %
計		⑧ 5 4 0 0 kg	車両重量 D 8 5 0 5 kg	⑯ 6 3 . 4 %	
		⑦ 1 8 0 0 kg		⑰ 2 1 . 1 %	
走行テスト等の 方法 と 結 果		審査時車両状態の重量			

- ①～⑦はテストの測定値を記載する。
- ⑧～⑱は計算値を記載する。（計算例参照）
- A～Dは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- B及びCは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- DはA・B・Cを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	⑧ 3840kg	車両重量D	湿(W) ⑰ 45.1%
手動	⑦ 1800kg	8505kg	⑱ 21.1%

計算例（判定例）

		計 算 式	基 準 値
主制動力の総和	⑱	$\frac{(5400)}{(8450+55)} \times 100 = 63.49\%$	$\geq 50\%$
駐車制動力の総和	⑲	$\frac{(1800)}{(8450+55)} \times 100 = 21.16\%$	$\geq 20\%$
後輪制動力の総和	⑲	$\frac{(1750)}{(2610)} \times 100 = 67.04\%$	$\geq 10\%$
制動力左右の差	前前軸 ⑪	$\frac{(100)}{(3080+55)} \times 100 = 3.18\%$	$\leq 8\%$
	前後軸 ⑬	$\frac{(50)}{(2760)} \times 100 = 1.81\%$	$\leq 8\%$
	後軸 ⑮	$\frac{(50)}{(2610)} \times 100 = 1.91\%$	$\leq 8\%$

（注）制動力の総和
駐車制動力の総和
後輪制動力の総和
制動力左右の差

・ 小数第2位の数切り捨て、小数第1位まで記載する。
・ 小数第2位の数切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例（９） ３軸車（後２軸） [k g 単位表示の場合]

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に 55kg を加え、前軸重欄に記載する。				
制 動 ↓ 力				
前 軸	前 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑪
		1200kg		200kg
	左 ②	1000kg	3865kg	⑫
				5.2%
後 軸	前 後 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
	左	kg	kg	%
後 軸	後 前 軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑬
		1000kg	2830kg	100kg
	左 ④	900kg	⑨	⑭
			67.1%	3.6%
計	後 後 軸	右 ⑤	軸重 C	左右差 ⑮
		580kg	1700kg	30kg
	左 ⑥	550kg	⑩	⑯
			66.4%	1.8%
手動	計 ⑧		車両重量 D	⑰
	5230kg			62.2%
走行テスト等の 方法と結果	手動 ⑦		⑱	
	2000kg		8395kg	23.8%
		審査時車両状態の重量		

- ①～⑦はテストの測定値を記載する。
- ⑧～⑱は計算値を記載する。（計算例参照）
- A～Dは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- B及びCは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- DはA・B・Cを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	⑧	車両重量D	湿(W) ⑰
	3780kg	8395kg	45.0%
手動	⑦		⑱
	2000kg		23.8%

計算例（判定例）

計 算 式				基 準 値
主制動力の総和 ⑰	(5230)	(8340+55)		
駐車制動力の総和 ⑱	(2000)	(8340+55)		
後輪制動力	後前軸 ⑨	(1900)	(2830)	
制動力左右の差	前軸 ⑫	(200)	(3810+55)	
	後前軸 ⑭	(100)	(2830)	
	後後軸 ⑯	(30)	(1700)	

（注）制動力の総和
駐車制動力の総和
後輪制動力の和
制動力左右の差

小数第2位の数値を切り捨て、小数第1位まで記載する。

小数第2位の数値を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例 (10) 2 輪車 [k g 単位表示の場合]

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に 5 5 kg を加え、前軸重欄に記載する。

〔検査機器等による検査〕

制 動 力		
前 軸	① 8 2 kg	軸重 A 1 6 5 kg
後 軸	② 9 0 kg	軸重 B 1 3 0 kg
		④ 6 9 . 2 %
計	③ 1 7 2 kg	車両重量 C 2 9 5 kg
		⑤ 5 8 . 3 %
走行テ スト等 の方法 と結果		

- ①～②はテストの測定値を記載する。
- ③～⑤は計算値を記載する。(計算例参照)
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「5 5 kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- Cは A・B を加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が 40% 以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記載する。

	③	車両重量 C
		2 9 5 kg
計	1 3 4 kg	湿(W) ⑤ 4 5 . 4 %

審査時車両状態の重量

計算例 (判定例)

計 算 式		基 準 値
主制動力の総和 ⑤	(172) (240+55) 制動力の計③÷車両重量 C × 1 0 0 = 5 8 . 3 4 %	≥ 5 0 %
後輪制動力 ④	(90) (130) 後輪制動力②÷後軸重 B × 1 0 0 = 6 9 . 2 3 %	≥ 1 0 %

(注) 制 動 力 の 総 和
後 輪 制 動 力 } 小数第 2 位の数切り捨て、小数第 1 位まで記載する。

※なお、側車付二輪自動車については、次の例のとおり記載内容を追加すること。

サイドカー型

後 軸	オートバイ⑥ 7 0 kg	軸重 B 1 5 0 kg
	側車⑦ 3 0 kg	⑧ 6 6 . 6 %

【基準値】

$$((6)+(7)) \div B \times 100 = (8) \geq 10\%$$

トライク型 (欄外余白に「トライク型」と記載する。)

後 軸	左 8 0 kg ⑨	軸重 B 2 4 0 kg
	右 9 0 kg ⑩	7 0 . 8 % ⑪ 左右差 4 . 2 % ⑫

【基準値】

$$((9)+(10)) \div B \times 100 = (11) \geq 10\%$$

$$\text{後軸左右差} (9)(10) \div B = (12) \leq 8\%$$

(2) 駐車制動装置を備える場合 (計欄の下へ記載する。)

計	1 8 2 kg	車両重量 C 3 1 5 kg
		5 7 . 7 %
走行テ スト等 の方 法と結果	手動 ⑬ 7 0 kg	⑭ 2 2 . 2 %

【基準値】

$$\frac{(13)}{C} \times 100 = (14) \geq 20\%$$

(注) 後輪・側車輪制動力の和 } 小数第 2 位の数切り捨て処理し、小数第 1 位まで記録する
駐車制動力の総和 } 小数第 2 位の数切り上げ処理し、小数第 1 位まで記録する
制動力左右差 }

記載例（11） 最高速度80km/h未満で、車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車
（大型特殊自動車等） [kg単位表示の場合]

（自動車諸元）

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
2 人	19740kg	19850kg	6 0 km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
5 3 6 0 kg	— kg	7 2 3 0 kg	7 1 5 0 kg

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に55kgを加え、前軸重欄に記載する。					
制 動 ↓ 力					
前 軸	前前軸	右 ① 1 8 0 0 kg	軸重 A 5 4 1 5 kg	左右差 ⑪ 2 0 0 kg	
		左 ② 1 6 0 0 kg		⑫ 3 . 7 %	
	前後軸	右 kg	軸重 kg	左右差 kg	
		左 kg		%	
	後 軸	後前軸	右 ③ 2 0 0 0 kg	軸重 B 7 2 3 0 kg	左右差 ⑬ 1 0 0 kg
			左 ④ 1 9 0 0 kg		⑭ 1 . 4 %
後後軸		右 ⑤ 1 9 0 0 kg	軸重 C 7 1 5 0 kg	左右差 ⑮ 2 0 0 kg	
		左 ⑥ 1 7 0 0 kg		⑯ 2 . 8 %	
計		⑧ 10900kg	車両重量 D (19850) 19795kg	⑰ 5 4 . 9 %	
手動		⑦ 4 3 0 0 kg		⑱ 2 1 . 7 %	
走行テスト等の 方法 と 結 果					

- ①～⑦はテストの測定値を記載する。
- ⑧～⑱は計算値を記載する。（計算例参照）
- A～Dは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- B及びCは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- Dは自動車検査証に記載された「車両総重量」の（ ）書きと、「審査時車両状態の重量」を併記する。

車両総重量の（ ）書きと
審査時車両状態の重量を併記

計算例（判定例）

計 算 式				基 準 値
主制動力の総和	⑰	(10900) (19850) 制動力の計⑧÷車両総重量D × 100 = 54.94%		≥ 40%
駐車制動力の総和	⑱	(4300) (19795) 手動制動力⑤÷車両重量D × 100 = 21.72%		≥ 20%
制動力左右の差	前 軸 ⑫	(200) (5415) 前軸重の左右差⑪÷前軸重A × 100 = 3.69%		≤ 8%
	後前軸 ⑭	(100) (7230) 後前軸重の左右差⑬÷後前軸重B × 100 = 1.38%		≤ 8%
	後後軸 ⑯	(200) (7150) 後後軸重の左右差⑮÷後後軸重C × 100 = 2.79%		≤ 8%

（注）制動力の総和
駐車制動力の総和
後輪制動力の 和
制動力左右の 差

・ 小数第2位の数値を切り捨て、小数第1位まで記載する。
・ 小数第2位の数値を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例 (12) 高速ブレーキテストによる検査 [k g 単位表示の場合]

(自動車諸元)

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
5 人	1 1 0 0 kg	1 3 7 5 kg	1 5 0 km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
6 0 0 kg	— kg	— kg	5 0 0 kg

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に 5 5 kg を加え、前軸重欄に記載する。

制 動 ↓ 力				
前 軸	右	①	軸重 A	左右差 ⑪
		1 0 0 kg	6 5 5 kg	1 0 kg
	左	②	踏力 ⑥	⑫
		9 0 kg	1 0 kg	1 . 6 %
後 軸	右	③	軸重 B	左右差 ⑬
		7 0 kg	5 0 0 kg	1 0 kg
	左	⑤	踏力 ⑦	⑭
			1 0 kg	
			⑩	
		6 0 kg	2 6 . 0 %	2 . 0 %
計		⑨	車両重量 C	⑮
		3 2 0 kg	1 1 5 5 kg	2 7 . 7 %
手動		⑮	D	⑯
		1 3 0 kg	(5 0 0) kg	2 6 . 0 %
走行テスト等の 方法 と 結 果		・高速ブレーキテスト使用 ・初速度75km/h⑧ ・車両重量欄には駐車ブレーキの 作動軸重を()で記載しています。		

区 分	右	左	計	備 考
主制動力	前輪	100kg	90kg	190kg 踏力10kg
	後輪	70kg	60kg	130kg 踏力15kg
駐車ブレーキ	70kg	60kg	130kg	

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑦は初速度 50 km/h 以上での踏力を記載する。
- ⑧は、計測器の初速度を「走行テスト等の方法と結果」欄に記載する。
- ⑨～⑯は、計算値を記載する。
- A～D は審査時車両状態を記載する。
- A は自動車検査証に記載された前軸重に「5 5 kg」を加えた値を記載する。
- B は自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- C は A ・ B を加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- D は審査時車両状態における駐車ブレーキの作動軸重を記載する。

審査時車両状態の重量

計算例 (判定例)

計 算 式				基 準 値
主制動力の総和	⑮	(320) (1100+55) 制動力の計⑨÷車両重量C	$\times 100 = 27.7\%$	$\geq 25\%$
駐車制動力の総和	⑯	(130) (500) 手動制動力⑤÷駐車制動作動軸重D	$\times 100 = 26.0\%$	$\geq 25\%$
後輪制動力の総和	⑩	(130) (500) 後輪制動力③④÷後軸重B	$\times 100 = 26.0\%$	$\geq 10\%$
制動力左右の差	前 軸	(190) (600+55) 前軸制動力の和①②÷前軸重A	$\times 100 = 29.0\%$	$\geq 25\%$
		(10) (600+55) 前軸重左右の差⑪÷前軸重B	$\times 100 = 1.5\%$	$\leq 4.5\%$
	後 軸	(130) (500) 後軸制動力の和③④÷後軸重B	$\times 100 = 26.0\%$	$\geq 25\%$
		(10) (500) 後軸重左右の差⑬÷前軸重B	$\times 100 = 2.0\%$	$\leq 4.5\%$

(注) 乗用車・・・初速度 5 0 km/h 以上で、踏力は 2 5 kg 以下。

トラック、バス・・・初速度 5 0 km/h 以上で、踏力は 3 9 kg 以下。

制動力の総和
駐車制動力の総和
後輪制動力の 和
制動力左右の 差・・・小数第 2 位の数を切り捨て、小数第 1 位まで記載する。
・・・小数第 2 位の数を切り上げ、小数第 1 位まで記載する。

目視等による検査

No.	目視による検査項目	保 安 基 準	検 査 内 容	
①	最低地上高	第3条 最低地上高	地上との間げき原則9cm以上	等
②	最大安定傾斜角度	第5条 安定性	重心高の著しい移動等の有無	等
③	最小回転半径	第6条 最小回転半径	12 m以下	等
④	原動機及び動力伝達装置	第8条 原動機及び動力伝達装置	原動機の始動、作動中の異音、油（水）漏れ、ファンベルトの緩み・損傷、変速機能、プロペラシャフトのがた、ダストブーツの損傷、スプロケットの損傷、チェーンの緩み、走行性能 スピードリミッターの取付・機能	等
⑤	走行装置	第7条 接地部及び接地圧 第9条 走行装置等	道路を損傷しないもの ホイール・タイヤの亀裂、コードの露出、溝深さ、空気圧、アルミホイールマーク、ホイールベアリングのがた	等
⑥	操縦装置	第10条 操縦装置 第11条 かじ取装置（自動命令型操舵機能を含む） 第11条の2 施錠装置	操縦装置の識別表示の有無 タイロッド・ドラッグリンクの損傷、ハンドルのがた、ギヤボックスの油漏れ 装置の機能	等 等 等
⑦	制動装置	第12条 制動装置（衝突被害軽減制動制御装置を含む） 第13条 連結車両の制動装置	ブレーキペダル、駐車ブレーキレバー・ブレーキ液（量、液漏れ）、エアー漏れ、パイプ、ホースの損傷 分離ブレーキ、装置の機能	等 等
⑧	緩衝装置	第14条 緩衝装置	センターボルト、Uボルト等の緩み、損傷、ブラケットからの離脱、ショックアブソーバの取付状態	等
⑨	燃料装置及び電気装置	第15条 燃料装置 第16条 発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置 第17条 高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置 第17条の2 電気装置	配管等からの燃料漏れ 配管等の損傷 ガス漏れ、圧力低下、高压ガス容器の有効期間 電気配線の被覆、原動機用バッテリーの端子等の緩み	等 等 等 等
⑩	車枠及び車体	第18条 車枠及び車体 第18条の2 巻込防止装置等 第49条 緊急自動車 第50条の2 ガス運送容器を備える自動車等 第51条 火薬類運送自動車 第52条 危険物運送自動車	突起及び回転部分の突出、積載量表示、車体表示、車体の腐食、リヤオーバーハングの許容量 フロントバンパ・サイドバンパ・リヤバンパの取付状態 車体の塗色 ガス運送容器とバンパの間隔 隔壁、電気配線の被覆、バッテリーの端子等の緩み・覆い 電気配線の被覆、バッテリーの端子等の緩み	等 等 等 等 等 等
⑪	連結装置	第19条 連結装置	確実に結合できること	等
⑫	乗車装置及び物品積載装置	第20条 乗車装置 第21条 運転者席 第22条 座 席 第22条の2 座席定員等 第22条の3 座席ベルト等 第22条の4 頭部後傾抑止装置等 第22条の5 年少者用補助乗車装置 第23条 通 路 第24条 立 席 第25条 乗降口 第26条 非常口 第27条 物品積載装置 第28条 高压ガス運送装置 第50条 旅客自動車運送事業用自動車 第53条 乗車定員及び最大積載量	客室の換気、保護仕切り、内装部材の難燃性、転落又は転倒等の安全対策 運転操作の確保の仕切棒、内装部材の難燃性、衝撃吸収（インストルメント・パネル・サンバイザー）前方視界 座席の向き、座席の取付強度、シートバック後面の衝撃吸収、内装部材の難燃性 機能・取付状態 有効幅及び有効高さ 堅ろうで安全確実に物品を積載できる構造 高压ガス運送容器及び配管の取付、充填弁、高压ガス容器の有効期間 乗降口の開口幅、乗降扉の開放表示、室内照明 座席・立席定員、ダンプ車のベッセル比、ダンプ車のさし枠	等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等
⑬	前面ガラスその他の窓ガラス	第29条 窓ガラス	安全ガラス、貼付物（フィルム・ステッカー等）装着物（装飾板等）	等

No.	目視による検査項目	保 安 基 準		検 査 内 容	
⑭	騒音防止装置	第30条	騒音防止装置	騒音、消音器の状態	等
⑮	ばい煙等の発散防止装置	第31条	ばい煙等有毒ガス等の発散防止装置	排気管の取付状態、遮熱板、温度センサー等の取付状態、冷房装置の導管・安全装置	等
		第31条の2	特定自動車の特例	使用の本拠の位置（NOx規制関係）	等
⑯	灯火装置及び反射器	第32条	前照灯等	取付状態、色、光度、個数	等
		第33条	前部露灯	} 取付状態、色、個数	等
		第33条の2	側方照射灯		
		第33条の3	低速走行時側方照射灯		
		第34条	車幅灯	取付状態、色	等
		第34条の2	前部上側端灯	取付状態、色	等
		第34条の3	昼間走行灯	取付状態、色、個数	等
		第35条	前部反射器	取付状態、色、形	等
		第35条の2	側方灯及び側方反射器	} 取付状態、色	等
		第36条	番号灯		
		第37条	尾灯		
		第37条の2	後部露灯	取付状態、色、個数	等
		第37条の3	駐車灯	取付状態、色	等
		第37条の4	後部上側端灯	取付状態、色、個数	等
		第38条	後部反射器	取付状態、色、形、個数	等
		第38条の2	大型後部反射器	取付状態、色、個数	等
		第38条の3	再帰反射材	取付状態、色	等
		第39条	制動灯	取付状態、色、	等
		第39条の2	補助制動灯	} 取付状態、色、個数	等
		第40条	後退灯		
		第41条	方向指示器	取付状態、色	等
		第41条の2	補助方向指示器	取付状態、色、個数	等
		第41条の3	非常点滅表示灯	取付状態、色	等
		第42条	灯火の色等の制限	制動灯火等の取付状態、光度、その他の灯火	等
		第49条	緊急自動車	警光灯の取付状態、色	等
第49条の2	道路維持作業用自動車	黄色点滅灯の取付状態・色	等		
⑰	警報装置	第12条	制動装置の警報装置、ABS警報装置	液面レベル、空気圧力等	等
		第22条の3	座席ベルト非装着時警報装置		
		第26条	非常口開口警報装置	非常口開口警報装置	等
		第31条	排気系温度上昇警告灯	排気系温度上昇警告灯	等
		第43条	警音器	音量、構造等、音色（連続かつ一定）	等
		第43条の2	非常信号用具	備付け	等
⑱	指示装置	第49条	緊急自動車	サイレンの音量・取付状態	等
		第41条	方向指示器	} 取付状態、色、性能	等
		第41条の2	補助方向指示器		
		第41条の3	非常点滅表示灯		
		第41条の4	緊急制動表示灯		
		第41条の5	後面衝突警告表示灯		
⑲	視野を確保する装置	第44条	後写鏡等	後写鏡・アンダーミラーなどの取付状態、機能	等
		第45条	窓拭器等	窓拭器・ウインドウォッシャ、デフロスターなどの性能	等
⑳	走行距離計その他の計器	第46条	速度計等	性能	等
㉑	防火装置	第47条	消火器	危険物運送、定員11人以上・幼児専用車に義務付け、性能	等
㉒	内圧容器及びその附属装置	第47条の2	内圧容器及びその附属装置	内圧容器に最高使用圧力の表示	等
㉓	自動運行装置	第48条	自動運行装置	性能	等
㉔	その他政令で定める必要な装置	第48条の2	運行記録計	性能	等
		第48条の3	速度表示装置	取付状態、色、性能、点灯順序	等
㉕	その他確認事項	その他		自重計技術基準適合証の有効期間 緊急自動車・道路維持作業用自動車の構造要件の確認	等

※②④その他は車両法41条第21号を示す。

〔○ブレーキテスト（ニュートン単位）
○ヘッドライトテスト（すれ違い用前照灯）〕

〔スクリーン等で測定した場合・カットオフ有り〕

1. ①～③は、審査時車両状態を記載する。
2. ①～⑤は、テストの計測値を記載する。
3. ⑥～⑬は、計算値を記載する。

審査時車両状態は前軸重に55kgを加える

検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値は、⑨ kg、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用〔いずれかに○印〕で表示しています。

制 動 力					前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器
前 軸	右	①	2410 N kg	軸重	左右差	N kg	速度計の誤差 +・ $\ominus$ ⑤ 0.5 km/h	聴感・ テスト ① 109 デシベル
	左	②	2520 N kg	④ 905 kg	⑧ 110 kg ⑨ 0.13 %	N/kg %		排 気 騒 音
後 軸	右	③	1880 N kg	軸重	左右差	N kg	OBD検査結果 ⑥ 良 ・ 否	聴感・ テスト ② 85 デシベル
	左	④	1950 N kg	⑦ N/kg 6.38 %	⑩ 70 kg ⑪ 0.12 %	N/kg %		CO濃度(アイドリング時)
計		⑤	8760 N kg	車両重量		N/kg %	タイヤの振れ ⑦ 良 ・ 否	HC濃度(アイドリング時)
手 動		⑥	3150 N kg	⑧ 1505 kg	⑬ 2.09 %	N/kg %		④ 2 ～ ・ 特殊
走行テスト等の 方法と結果					副×100 ⑦ 80 cd	副×100 85 cd	⑧ 2.5 mm	⑨ ケ % m ⁻¹
					測定値 1	% m ⁻¹	測定値 2	% m ⁻¹

走行テスト等の方法と結果
(例、速度計の誤差)
日時 令和〇〇年〇月〇日 14時45分
場所 〇〇国道
随行车 奈良500〇1214
テスト車 随行车 テスタ指示値
40.0km/h 38.0km/h 39.5km/h

⑦ ・ カットオフの調整位置 (カットオフ有り ・ カッコ内は測定位置 前方10 m)

エルボー点の位置	照明部の中心の高さ	
	1 m以下	1 m超え
垂直位置の範囲は照明部の中心を通る水平面より	下方0.11度から下方0.86度の間 (下方2 cmから下方・15cm)	下方0.41度から下方1.16度の間 (下方7 cmから下方・20cm)
水平位置の範囲は照明部の中心を含みかつ車両中心線と平行な鉛直線より	左右1.55度 (左右27cm)	

・ 光度の判定 (カッコ内は測定位置 前方10 m)

照明部の中心高さ		光 度
1 m以下	1 m超え	
下方0.6度・左方1.3度 (下方11cm・左方23cm)	下方0.9度・左方1.3度 (下方16cm・左方23cm)	6,400cd 以上

① (前方7m93～112デシベル前方2m90～115デシベル-15.12.31.) (16.1.1.～前方7m87～112デシベル)

⑦ 判定は [31.0km/h ≤ テスタ指示値 ≤ 44.4km/h] (- 44 ～ + 90) : 平成18年12月31日までに製作された自動車
[31.0km/h ≤ テスタ指示値 ≤ 42.5km/h] (- 25 ～ + 90) : 平成19年1月1日以降に製作された自動車

② (85デシベル以下) 平成28年騒音規制以降の自動車は斜線

④ 第30条 騒音防止装置

■使用過程車の近接排気騒音基準

〔規制年ごとの近接排気騒音の適用と規制値〕 (単位 : dB)

自動車の種別		10年以前	10年規制	11年規制	12年規制	13年規制
定員10人以下の乗用車を除く	総重量3.5トン超で150kW超	全輪駆動車、トラクタ、クレーン車		107		99
	貨物車			107		99
	バス			99		
	総重量3.5トン超で150kW以下	全輪駆動車、トラクタ、クレーン車		105		98
	貨物車			105		98
	バス			98		
軽自動車	総重量3.5トン以下で1.7トン超			103		97
	総重量1.7トン以下			97		
	ボンネットバン			103		97
	キャブオーバー			97		
	後部にエンジン	定員7人以上	103		100	
	定員6人以下	103		100		
定員10人以下の乗用車 (普通、小型、軽)	後部以外にエンジン	定員7人以上	103		96	
	定員6人以下	103		96		

〔アイドリング状態による一酸化炭素の検査〕		
規制値	対象自動車	検査開始等時期
4.5%	普通自動車・小型自動車・軽自動車	〔平成10年規制前〕
1% 〔4サイクル〕	普通・小型自動車 〔GA、GBを除く2桁・3桁型式〕	〔平成10年規制〕 新製車...平成10年10月1日 継続生産車...平成11年9月1日
2% 〔4サイクル〕	軽自動車 〔2桁・3桁型式〕	〔平成10年規制〕 新製車...平成10年10月1日 継続生産車...平成11年9月1日
4.5% 〔2サイクル〕	普通自動車・小型自動車・軽自動車	〔平成12年4月1日〕
4.5%	小型二輪自動車 〔2桁型式〕	〔平成11年規制〕 新製車...平成11年10月1日 継続生産車...平成12年9月1日
3.0%	小型二輪自動車 〔3桁型式〕 (令和2年規制を除く)	〔平成19年規制〕 新製車...平成19年10月1日 継続生産車・輸入車...平成20年9月1日
1.0%	大型特殊自動車 〔3桁型式〕	〔令和2年規制〕 新製車...平成20年9月1日
0.5%	小型二輪自動車 〔型式 : 80L〕	〔令和2年12月1日〕 継続生産車・輸入車...令和4年11月1日

〔アイドリング状態による炭化水素の検査〕		
規制値	対象自動車	検査開始等時期
1200ppm (4サイクル) 7800ppm (2サイクル) 3300ppm (特殊エンジン)	普通自動車・小型自動車・軽自動車	〔平成10年規制前〕
300ppm (4サイクル)	普通・小型自動車 〔GA、GBを除く2桁・3桁型式〕	〔平成10年規制〕 新製車...平成10年10月1日 継続生産車...平成11年9月1日
500ppm (4サイクル)	軽自動車 〔2桁・3桁型式〕	〔平成10年10月1日〕 継続生産車...平成11年9月1日
7800ppm (2サイクル)	普通自動車・小型自動車・軽自動車	〔平成12年4月1日〕
2000ppm (4サイクル)	小型二輪自動車 〔型式 : BC〕	〔平成11年規制〕 新製車...平成11年10月1日 継続生産車...平成12年9月1日
7800ppm (2サイクル)	小型二輪自動車 〔型式 : BD〕	〔平成13年4月1日〕
1000ppm	小型二輪自動車 〔3桁型式〕	〔平成19年規制〕 新製車...平成19年10月1日 継続生産車・輸入車...平成20年9月1日
500ppm	大型特殊自動車 〔3桁型式〕	〔平成20年9月1日〕

⑦ (5 mm 以内)

●オパシメータ測定車は、オパシメータにより検査

オパシメータ測定車 (次の①～④のディーゼル車)	規制値	閾値
	光吸収係数	光吸収係数
①3桁の排ガス識別記号であって1桁目がL、M、R、S、F、Q、T、Y、2～7が付されているもの	0.50m ⁻¹	0.40m ⁻¹
②排ガス識別記号が無い車両であって、平成21年以降の排ガス規制の適用を受けたもの ・検査証の備考欄に平成21年以降の排ガス規制の適用した旨の記載があるもの ・H22.9.1以降に製作されたもの (総重量1.7トン超～2.5トン以下のトラック・バス等にあつてはH23.9.1以降) (総重量3.5トン超～12トン以下のトラック・バス等にあつてはH23.10.1以降)		
③検査証に記載されている型式指定番号が「16000」番以降のもの (注①、②の車を除く)	0.80m ⁻¹	0.64m ⁻¹
④検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されたもの (注①、②の車を除く)		

●黒煙測定車は、黒煙測定器又はオパシメータにより検査

黒煙測定車(オパシメータ測定車以外のディーゼル車)		規制値	スクリーニング値	閾値
		黒煙による汚染度 (黒煙測定器を使用する場合)	光吸収係数 (オパシメータを使用する場合)	
普通・ 小型	黒煙50%規制車(下記車両を除く ※注)	50%	2.76m ⁻¹	2.20m ⁻¹
	黒煙40%規制車(識別記号:KA、KB、KC、KD)	40%	1.62m ⁻¹	1.29m ⁻¹
	黒煙25%規制車(識別記号:KE以降、3桁のもの)	25%	0.80m ⁻¹	0.64m ⁻¹
大型 特殊	定格出力が ^a 19kW以上37kW未満である原動機	40%	1.62m ⁻¹	1.29m ⁻¹
	定格出力が ^a 37kW以上56kW未満である原動機	35%	1.27m ⁻¹	1.01m ⁻¹
	定格出力が ^a 56kW以上75kW未満である原動機	30%	1.01m ⁻¹	0.80m ⁻¹
	定格出力が ^a 75kW以上560kW未満である原動機	25%	0.80m ⁻¹	0.64m ⁻¹

※注: 排ガス識別記号が無い車両は、製作日から規制値の確認が必要。

項 目		制 動 力 の 判 定 基 準
主 制 動 装 置	一 般 車 両	制動力の総和を審査時車両状態の重量で除した値が4.90N/kg以上
		後車輪の制動力の和を審査時車両状態の当該軸重で除した値が0.98N/kg以上
	ト レ ー ラ	制動力の和を審査時車両状態の当該軸重で除した値が4.90N/kg以上
	車両総重量 車両重量 (最高速度80km/h未満)	制動力の総和を車両総重量で除した値が3.92N/kg以上
左右差		左右の制動力の差を審査時車両状態の当該軸重で除した値が0.78N/kg以下
駐 車 プ レ ー キ		制動力の総和を審査時車両状態の重量で除した値が1.96N/kg以上
トレーラの緊急ブレーキ (分離ブレーキ)		制動力の総和を審査時車両状態の重量で除した値が1.96N/kg以上

制動力の総和 ⑫		8,760N (1450 + 55)kg 制動力の計⑥ ÷ 車両重量④ = 5.82N/kg ≥ 4.90N/kg
駐車制動力の和 ⑬		3,150N (1450 + 55)kg⑥ 手動制動力⑤ ÷ 車両重量④ = 2.09N/kg ≥ 1.96N/kg
後輪制動力 ⑦		(1,950 + 1,880)N (600)kg 後軸制動力の和③④ ÷ 後軸重⑥ = 6.38N/kg ≥ 0.98N/kg
制 動 力 左 右 の 差	前 軸 ⑨	110N (850 + 55)kg (0.121 ⇒ 0.13) 前軸制動力の左右差⑧ ÷ 前軸重④ = 0.13N/kg ≤ 0.78N/kg
	後 軸 ⑪	70N (600)kg (0.116 ⇒ 0.12) 後軸制動力の左右差⑩ ÷ 後軸重⑥ = 0.12N/kg ≤ 0.78N/kg

(注) 判定数値は、基準が「以下」の場合は、小数点第3位の数切り上げとし、第2位まで記載し、基準が「以上」の場合は、小数点第3位の数切り捨て、小数点第2位まで記載する。

○ブレーキテスト（キログラム単位）
○ヘッドライトテスト（走行用前照灯）
〔スクリーン等で測定した場合・カットオフ有り〕

1. ④～⑥は、審査時車両状態を記載する。
2. ①～⑤は、テストの計測値を記載する。
3. ⑥～⑬は、計算値を記載する。

審査時車両状態は前軸重に55kgを加える

検査機器等による検査制動力欄の計測・判定値は、⑨kg、前照灯の計測・判定値は、⑦cd、⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿・㏀・㏁・㏂・㏃・㏄・㏅・㏆・㏇・㏈・㏉・㏊・㏋・㏌・㏍・㏎・㏏・㏐・㏑・㏒・㏓・㏔・㏕・㏖・㏗・㏘・㏙・㏚・㏛・㏜・㏝・㏞・㏟・㏠・㏡・㏢・㏣・㏤・㏥・㏦・㏧・㏨・㏩・㏪・㏫・㏬・㏭・㏮・㏯・㏰・㏱・㏲・㏳・㏴・㏵・㏶・㏷・㏸・㏹・㏺・㏻・㏼・㏽・㏾・㏿・㐀・㐁・㐂・㐃・㐄・㐅・㐆・㐇・㐈・㐉・㐊・㐋・㐌・㐍・㐎・㐏・㐐・㐑・㐒・㐓・㐔・㐕・㐖・㐗・㐘・㐙・㐚・㐛・㐜・㐝・㐞・㐟・㐠・㐡・㐢・㐣・㐤・㐥・㐦・㐧・㐨・㐩・㐪・㐫・㐬・㐭・㐮・㐯・㐰・㐱・㐲・㐳・㐴・㐵・㐶・㐷・㐸・㐹・㐺・㐻・㐼・㐽・㐾・㐿・㑀・㑁・㑂・㑃・㑄・㑅・㑆・㑇・㑈・㑉・㑊・㑋・㑌・㑍・㑎・㑏・㑐・㑑・㑒・㑓・㑔・㑕・㑖・㑗・㑘・㑙・㑚・㑛・㑜・㑝・㑞・㑟・㑠・㑡・㑢・㑣・㑤・㑥・㑦・㑧・㑨・㑩・㑪・㑫・㑬・㑭・㑮・㑯・㑰・㑱・㑲・㑳・㑴・㑵・㑶・㑷・㑸・㑹・㑺・㑻・㑼・㑽・㑾・㑿・㒀・㒁・㒂・㒃・㒄・㒅・㒆・㒇・㒈・㒉・㒊・㒋・㒌・㒍・㒎・㒏・㒐・㒑・㒒・㒓・㒔・㒕・㒖・㒗・㒘・㒙・㒚・㒛・㒜・㒝・㒞・㒟・㒠・㒡・㒢・㒣・㒤・㒥・㒦・㒧・㒨・㒩・㒪・㒫・㒬・㒭・㒮・㒯・㒰・㒱・㒲・㒳・㒴・㒵・㒶・㒷・㒸・㒹・㒺・㒻・㒼・㒽・㒾・㒿・㓀・㓁・㓂・㓃・㓄・㓅・㓆・㓇・㓈・㓉・㓊・㓋・㓌・㓍・㓎・㓏・㓐・㓑・㓒・㓓・㓔・㓕・㓖・㓗・㓘・㓙・㓚・㓛・㓜・㓝・㓞・㓟・㓠・㓡・㓢・㓣・㓤・㓥・㓦・㓧・㓨・㓩・㓪・㓫・㓬・㓭・㓮・㓯・㓰・㓱・㓲・㓳・㓴・㓵・㓶・㓷・㓸・㓹・㓺・㓻・㓼・㓽・㓾・㓿・㔀・㔁・㔂・㔃・㔄・㔅・㔆・㔇・㔈・㔉・㔊・㔋・㔌・㔍・㔎・㔏・㔐・㔑・㔒・㔓・㔔・㔕・㔖・㔗・㔘・㔙・㔚・㔛・㔜・㔝・㔞・㔟・㔠・㔡・㔢・㔣・㔤・㔥・㔦・㔧・㔨・㔩・㔪・㔫・㔬・㔭・㔮・㔯・㔰・㔱・㔲・㔳・㔴・㔵・㔶・㔷・㔸・㔹・㔺・㔻・㔼・㔽・㔾・㔿・㕀・㕁・㕂・㕃・㕄・㕅・㕆・㕇・㕈・㕉・㕊・㕋・㕌・㕍・㕎・㕏・㕐・㕑・㕒・㕓・㕔・㕕・㕖・㕗・㕘・㕙・㕚・㕛・㕜・㕝・㕞・㕟・㕠・㕡・㕢・㕣・㕤・㕥・㕦・㕧・㕨・㕩・㕪・㕫・㕬・㕭・㕮・㕯・㕰・㕱・㕲・㕳・㕴・㕵・㕶・㕷・㕸・㕹・㕺・㕻・㕼・㕽・㕾・㕿・㖀・㖁・㖂・㖃・㖄・㖅・㖆・㖇・㖈・㖉・㖊・㖋・㖌・㖍・㖎・㖏・㖐・㖑・㖒・㖓・㖔・㖕・㖖・㖗・㖘・㖙・㖚・㖛・㖜・㖝・㖞・㖟・㖠・㖡・㖢・㖣・㖤・㖥・㖦・㖧・㖨・㖩・㖪・㖫・㖬・㖭・㖮・㖯・㖰・㖱・㖲・㖳・㖴・㖵・㖶・㖷・㖸・㖹・㖺・㖻・㖼・㖽・㖾・㖿・㗀・㗁・㗂・㗃・㗄・㗅・㗆・㗇・㗈・㗉・㗊・㗋・㗌・㗍・㗎・㗏・㗐・㗑・㗒・㗓・㗔・㗕・㗖・㗗・㗘・㗙・㗚・㗛・㗜・㗝・㗞・㗟・㗠・㗡・㗢・㗣・㗤・㗥・㗦・㗧・㗨・㗩・㗪・㗫・㗬・㗭・㗮・㗯・㗰・㗱・㗲・㗳・㗴・㗵・㗶・㗷・㗸・㗹・㗺・㗻・㗼・㗽・㗾・㗿・㘀・㘁・㘂・㘃・㘄・㘅・㘆・㘇・㘈・㘉・㘊・㘋・㘌・㘍・㘎・㘏・㘐・㘑・㘒・㘓・㘔・㘕・㘖・㘗・㘘・㘙・㘚・㘛・㘜・㘝・㘞・㘟・㘠・㘡・㘢・㘣・㘤・㘥・㘦・㘧・㘨・㘩・㘪・㘫・㘬・㘭・㘮・㘯・㘰・㘱・㘲・㘳・㘴・㘵・㘶・㘷・㘸・㘹・㘺・㘻・㘼・㘽・㘾・㘿・㙀・㙁・㙂・㙃・㙄・㙅・㙆・㙇・㙈・㙉・㙊・㙋・㙌・㙍・㙎・㙏・㙐・㙑・㙒・㙓・㙔・㙕・㙖・㙗・㙘・㙙・㙚・㙛・㙜・㙝・㙞・㙟・㙠・㙡・㙢・㙣・㙤・㙥・㙦・㙧・㙨・㙩・㙪・㙫・㙬・㙭・㙮・㙯・㙰・㙱・㙲・㙳・㙴・㙵・㙶・㙷・㙸・㙹・㙺・㙻・㙼・㙽・㙾・㙿・㚀・㚁・㚂・㚃・㚄・㚅・㚆・㚇・㚈・㚉・㚊・㚋・㚌・㚍・㚎・㚏・㚐・㚑・㚒・㚓・㚔・㚕・㚖・㚗・㚘・㚙・㚚・㚛・㚜・㚝・㚞・㚟・㚠・㚡・㚢・㚣・㚤・㚥・㚦・㚧・㚨・㚩・㚪・㚫・㚬・㚭・㚮・㚯・㚰・㚱・㚲・㚳・㚴・㚵・㚶・㚷・㚸・㚹・㚺・㚻・㚼・㚽・㚾・㚿・㜀・㜁・㜂・㜃・㜄・㜅・㜆・㜇・㜈・㜉・㜊・㜋・㜌・㜍・㜎・㜏・㜐・㜑・㜒・㜓・㜔・㜕・㜖・㜗・㜘・㜙・㜚・㜛・㜜・㜝・㜞・㜟・㜠・㜡・㜢・㜣・㜤・㜥・㜦・㜧・㜨・㜩・㜪・㜫・㜬・㜭・㜮・㜯・㜰・㜱・㜲・㜳・㜴・㜵・㜶・㜷・㜸・㜹・㜺・㜻・㜼・㜽・㜾・㜿・㝀・㝁・㝂・㝃・㝄・㝅・㝆・㝇・㝈・㝉・㝊・㝋・㝌・㝍・㝎・㝏・㝐・㝑・㝒・㝓・㝔・㝕・㝖・㝗・㝘・㝙・㝚・㝛・㝜・㝝・㝞・㝟・㝠・㝡・㝢・㝣・㝤・㝥・㝦・㝧・㝨・㝩・㝪・㝫・㝬・㝭・㝮・㝯・㝰・㝱・㝲・㝳・㝴・㝵・㝶・㝷・㝸・㝹・㝺・㝻・㝼・㝽・㝾・㝿・㞀・㞁・㞂・㞃・㞄・㞅・㞆・㞇・㞈・㞉・㞊・㞋・㞌・㞍・㞎・㞏・㞐・㞑・㞒・㞓・㞔・㞕・㞖・㞗・㞘・㞙・㞚・㞛・㞜・㞝・㞞・㞟・㞠・㞡・㞢・㞣・㞤・㞥・㞦・㞧・㞨・㞩・㞪・㞫・㞬・㞭・㞮・㞯・㞰・㞱・㞲・㞳・㞴・㞵・㞶・㞷・㞸・㞹・㞺・㞻・㞼・㞽・㞾・㞿・㟀・㟁・㟂・㟃・㟄・㟅・㟆・㟇・㟈・㟉・㟊・㟋・㟌・㟍・㟎・㟏・㟐・㟑・㟒・㟓・㟔・㟕・㟖・㟗・㟘・㟙・㟚・㟛・㟜・㟝・㟞・㟟・㟠・㟡・㟢・㟣・㟤・㟥・㟦・㟧・㟨・㟩・㟪・㟫・㟬・㟭・㟮・㟯・㟰・㟱・㟲・㟳・㟴・㟵・㟶・㟷・㟸・㟹・㟺・㟻・㟼・㟽・㟾・㟿・㠀・㠁・㠂・㠃・㠄・㠅・㠆・㠇・㠈・㠉・㠊・㠋・㠌・㠍・㠎・㠏・㠐・㠑・㠒・㠓・㠔・㠕・㠖・㠗・㠘・㠙・㠚・㠛・㠜・㠝・㠞・㠟・㠠・㠡・㠢・㠣・㠤・㠥・㠦・㠧・㠨・㠩・㠪・㠫・㠬・㠭・㠮・㠯・㠰・㠱・㠲・㠳・㠴・㠵・㠶・㠷・㠸・㠹・㠺・㠻・㠼・㠽・㠾・㠿・㡀・㡁・㡂・㡃・㡄・㡅・㡆・㡇・㡈・㡉・㡊・㡋・㡌・㡍・㡎・㡏・㡐・㡑・㡒・㡓・㡔・㡕・㡖・㡗・㡘・㡙・㡚・㡛・㡜・㡝・㡞・㡟・㡠・㡡・㡢・㡣・㡤・㡥・㡦・㡧・㡨・㡩・㡪・㡫・㡬・㡭・㡮・㡯・㡰・㡱・㡲・㡳・㡴・㡵・㡶・㡷・㡸・㡹・㡺・㡻・㡼・㡽・㡾・㡿・㢀・㢁・㢂・㢃・㢄・㢅・㢆・㢇・㢈・㢉・㢊・㢋・㢌・㢍・㢎

指定整備記録簿 (点検整備記録簿)

区分	点検	交換	補給	T	該当なし
点検	○	△	△	△	△
交換	○	△	△	△	△
補給	○	△	△	△	△
T	○	△	△	△	△
該当なし	○	△	△	△	△

点検の結果及び整備の概要 〇…1年毎 □…2年毎

運転席で	ハンドル	ブレーキペダル	駐車ブレーキ機構	クラッチ	その他	ボルト・ナット	冷却装置	ギヤ・ボックス及びパワーステアリング装置
✓ 操作具合	A 遊び及び踏み込んだときの床板とのすり合	A (レバーの) 引出し時のペダルの踏み込みのブレーキの動き具合	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすり合	★ 車載式故障診断装置の診断の結果	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)
マスタ・シリンダ	点火装置	バッテリー等	エア・クリーナ	エンジンオイル	公害防止装置	二次空気供給装置の機能	二次空気供給装置の機能	二次空気供給装置の機能
機能、摩耗及び損傷	○ 点火プラグの状態 (電極のすり減り、汚れ、損傷、摩耗等)	ターミナル部の接続状態 (腐食、腐食、腐食)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)
液漏れ	○ 点火プラグの状態 (電極のすり減り、汚れ、損傷、摩耗等)	ターミナル部の接続状態 (腐食、腐食、腐食)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)
車を回って	タイヤ	フロント・ホイール	リア・ホイール	燃料系ガス排出防止装置	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト
○ タイヤの状態 (空気圧、亀裂、損傷、異状な摩耗、溝の深さ)	○ ホイールナット及びホイールボルトの緩み	○ フロント・ホイール・ベアリングのガタ	○ リア・ホイール・ベアリングのガタ	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)	○ エア・クリーナメントの状態 (汚れ、詰まり、損傷)
ブレーキ	ブレーキ・ディスクとパッド及びディスク・キャリパー	サスペンション類	ショック・アブソーバ	トランスミッション及びクラッチ・シャフト	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト
○ ホース・パイプの漏れ、損傷、取付状態	○ ディスクとパッドのすり減り、パッドの摩耗、ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷	○ サスペンション類の機能、摩耗、損傷	○ ショック・アブソーバの機能、摩耗、損傷	○ トランスミッション及びクラッチ・シャフトの機能、摩耗、損傷	○ プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフトの機能、摩耗、損傷	○ プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフトの機能、摩耗、損傷	○ プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフトの機能、摩耗、損傷	○ プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフトの機能、摩耗、損傷
デフ・ファン	エアクリーナ及びマフラー及びCO等発生防止装置	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	車検、車体	燃料装置	かじ取り装置のロード及びアーム類	かじ取り装置のロード及びアーム類	かじ取り装置のロード及びアーム類	かじ取り装置のロード及びアーム類
○ 油漏れ及び油臭	○ エアクリーナ及びマフラーの機能、摩耗、損傷	○ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等の機能、摩耗、損傷	○ 車検、車体の機能、摩耗、損傷	○ 燃料装置の機能、摩耗、損傷	○ かじ取り装置のロード及びアーム類の機能、摩耗、損傷	○ かじ取り装置のロード及びアーム類の機能、摩耗、損傷	○ かじ取り装置のロード及びアーム類の機能、摩耗、損傷	○ かじ取り装置のロード及びアーム類の機能、摩耗、損傷
ホイール・アライメント	ブレーキ・ディスク等	エンジン	分解点検	ホイール・シリンダ	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)	タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)	タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)
○ ホイール・アライメント	○ ブレーキの動き具合	○ エンジン	○ 分解点検	○ ホイール・シリンダ	○ ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	○ タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)	○ タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)	○ タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)

この欄はお客様のご承諾を頂き実施した点検・整備項目です。

- Ⅰ 「日常点検」項目 (除：定期点検実施項目)
- エンジンのかかり具合、異常、低速・加速の状態
 - ワイパーの払拭状態
 - バッテリーの液量
 - エンジン・オイルの量
 - ウインド・ウォッシャーの液量と噴射状態
 - ブレーキ・オイルの量
 - 冷却水の量
 - ランプ類・方向指示器の点灯、点滅、汚れ、損傷

Ⅱ 特殊 (使用状況・構造装置) な自動車に対し点検・整備が必要と認められ実施した項目

- ① 特殊な使用状況車
- かじ取り装置 (ギヤ・ボックスの機能、ナックル又はかじ取り車輪の旋回動作)
 - 制動装置 (信力装置の機能)
 - 走行装置 (リム又はディスク・ホイールの損傷)
 - 緩衝装置 (シャシバネ又はショック・アブソーバの緩衝能力)
 - 動力伝達装置 (クラッチ、トランスミッション又はトランスファの断続機構、変速機構又は動力分配機構の機能、プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの回転時の状態)
 - 原動機 (運転状態)
- ② 特殊な構造装置車

インパータの水量、水漏れ

この欄は目視等による検査において整備が必要となった項目です。

- ・ チェンジ位置・警告音の識別表示、警告音の音色・音量、灯火装置の識別表示、性能、施設装置、座席ベルト・ヘッドレスト・インストルメントパネルの調整、非常信号用具の有無、後写鏡・デフロスタ機能、計器の作用
- ・ タイヤ等の回転部分の突出、車体の突起、最大積載量の表示、排気管の位置、取付状態及び損傷、前面ガラス等にステッカー等の貼付
- ・ プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのスプライン・継手部・ベアリングのガタ、ギヤ・ボックスの油漏れ、ナックル・ジョイント・アブソーバ取付部のガタ、燃料タンクの取付、損傷
- ・ プレーキのロッド及びブレーキ・シューの緩み、ガタ及び損傷
- ・ 燃料装置のリンク機構及びスロットル・バルブ及びチョーク・バルブの状態
- ・ バッテリーの比重
- ・ その他

※ 〇で囲んだ部分は整備した箇所です。
その他点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエア・ブレーキ、衝突被害軽減ブレーキ装置、自動緊急制動機能及び自動運行装置に係る識別表示の点検をもって代えることができる。

〇…1年間の走行距離5千km以下、●…2年間の走行距離1万km以下、それぞれ前回点検したことが明確である場合、1回に限り省略可。

整備主任者の氏名

整備内容 (作業指示)	整備内容 (作業指示)	整備内容 (作業指示)	追加整備内容 (作業指示) / 交換部品	交換部品	数	交換部品	数
ブレーキ・ライニング	清掃・交換	ホイールシリンダ交換		エンジン・オイル	6L	ホイールシリンダキット	1
ディスク・パッド	清掃・交換	パワーステアリングベルト交換		ブレーキ・オイル	1L	パワーステアリングベルト	1
ブレーキ・オイル	交換	下回りバスタ吹付け		LLC (ラジエータ液)	2L		
エンジン・オイル	交換	電子制御装置整備 (内：構内外注、外：外注)		オイル・フィルタ	1		
オイル・フィルタ	交換	□カメラ □レーザ □ガラス □パンパ □エーミング		エア・エレメント			
ファン・クーラ	交換			ディスク・パッド	4		
LLC (ラジエータ液)	交換			ブレーキ・ライニング	4		
エア・エレメント	交換			錆止塗料	1		

検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値は (N) kg、前照灯の計測・判定値は、(cd) 表示しています。

制動力	前照灯	前部霧灯	警告音
前 右 2410 N	左右差 110 N/kg	右 67.5 cd	速度計の誤差 0.5 km/h
軸 左 2520 N	0.13 %	左 68.0 cd	聴感 (スズ) 109 デンベル
後 右 1950 N	左右差 600 N/kg	下 6 cd	速度計の誤差 0.5 km/h
軸 左 1880 N	0.12 %	上 5 cd	聴感 (スズ) 85 デンベル
計 8760 N	5.82 %	主×100 5 cd	OBID検査結果 0.8 %
手 動 3150 N	2.09 %	主×100 3 cd	HC濃度 (アイドリング時) 0.8 %
走行テスト等の方法と結果		副×100 80 cd	HC濃度 (アイドリング時) 0.8 %
		副×100 85 cd	タイヤの振れ 2 mm
		副×100 85 cd	サイド・スリップ イン・アウト
		副×100 85 cd	黒煙・粒子状物質 30 ppm
		副×100 85 cd	視認 (空がけ) テスタ
		副×100 85 cd	視認 (空がけ) テスタ
		副×100 85 cd	視認 (空がけ) テスタ

依頼者の依頼事項
定期点検整備 (2年)
日常点検及び特殊な使用状況の点検

目視等による検査 保安基準に適合 (○) 装置がない場合 (△)

- 構造
 - 最低地上高
 - 最大安定傾斜角度
 - 最小回転半径
- 装置
 - 原動機及び動力伝達装置
 - 走行装置
 - 操縦装置
 - 制動装置
 - 緩衝装置
 - 燃料装置及び電気装置
 - 車体及び車体
 - 連結装置
- 乗車装置及び物品積載装置
 - 前面ガラスその他の窓ガラス
 - 騒音防止装置
 - ばい煙等の発散防止装置
 - 灯火装置及び反射器
 - 警報装置
 - 指示装置
 - 視野を確保する装置
 - 走行距離計その他の計器
 - 防火装置
 - 内圧容器及びその附属装置
 - 自動運行装置
 - その他

自動車登録番号又は車両番号	登録 (交付) 年月日	初度登録 (検査) 年月	自動車の種別	用途	車台番号	原動機の型式
近畿 366 ふ 300	令和 3 年 5 月 12 日	令和 3 年 5 月	普通・小型・軽	乗用	自家用・事業用	箱型
型 式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	原動機の型式
6AA-MXPJ10	5 人	kg	1200 kg	1475 kg	MXPJ10-3056337	M15A-1NM
長 さ	幅	高 さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
418 cm	176 cm	159 cm	1.49 Kw	ガソリン・軽油・LPG・その他	19871	0051
			自動車検査証の有効期間		点検又は特定整備時の走行距離	
			6 年 5 月 11 日		60925 km	

メンテナンスに関するアドバイス
・タイヤの溝の深さが残り少なくなっています。交換時期は日常点検時にスリップサイン等で判断して下さい。

依頼者 (使用者) の氏名又は名称
大阪太郎
住所
東大阪市森河西1-7-43

指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号
大阪市住之江区南港東3-5-6
近道大第190087号
陸運自工 (株) 近道整備大第289006A号

実施者
月/日
受付 山田 5/7
点検 山本 5/7
作業 住田 5/7
整備完了 5 月 7 日

検査の年月日
6 年 5 月 7 日
自動車検査員の氏名
〇〇〇〇
保安基準適合証及び保安基準適合印章の番号
471
保安基準適合印章の番号
〇〇〇〇
限定保安基準適合証の番号
〇〇〇〇

整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。
次回定期点検整備実施日 令和 7 年 5 月 7 日

近畿地区自動車整備連絡協議会 (不許複製)

2. 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証 における記載事項の訂正方法について

事 務 連 絡

平成28年3月15日

近畿運輸局自動車技術安全部整備課長

標記については、社会通念上一般的な訂正方法であれば認めることとし、訂正に使用する印鑑は事業者印とします。

なお、社会通念上一般的な訂正方法例を下記のとおり示しますので、業務の参考とされますようお願いいたします。

記

1. 訂正箇所には二重線を引き、その付近に正しい文言を記載し、訂正箇所ごとに訂正印を押印。
2. 訂正箇所には二重線を引き、その付近に正しい文言を記載し、余白部に削除及び加入文字数を記載のうえ、訂正印を押印。

3. 保安基準適合証、適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いと記載要領

(継続検査の例)

限定の場合のみ限を
○で囲むこと

指定整備取扱規程により定めた印鑑(朱肉による)を
使用し押印すること。
但し、控えには押印しないこと(訂正の場合を除く)。

検査員印押印のこと

暦年又は年度毎の一
連番号を打つこと。
(年末は調整)再交
付の場合は、番号付近
に「再交付」と「旧番
号」を1葉毎に朱書き
する。

事業者名称と事業
場名称が同じ場合
は1つでよい。

氏名は検査員自ら
署名すること。

現車のとおり又は
車検証のとおり書
くこと。
※職権打刻の記載
方法はP207

保安基準適合証 限定保安基準適合証 No. 340 の再交付 → 番号 345 令和6年6月7日交付			
指定自動車整備 事業者の氏名又は 名称 事業場の名称及 び所在地	○△オートサービス株式会社 ○△オートサービス株式会社 南営業所 大阪市住之江区南港町 5-3 社印		
次の自動車 次自動車の整備に係る部分 指定自動車整備事業者の氏名又は名称 検査の年月日 → 令和6年6月7日 外1名 自動車検査員の氏名 南 港 進 印			
自動車登録番号 又は車両番号	→ なにわ510 さ1111		
車台番号	→ NKS22-271471		
使用 者	氏名又は名称	南 港 太 朗	
	住 所	大阪市住之江区南港町5の3	
乗 車 定 員	5 人	最大積載量	— kg
用 途	乗 用	車両総重量	1015 kg
保 險 期 間	令和4年6月16日から令和8年6月16日まで		

123456789

指定番号 近指大第4700号

土砂等運搬大型ダンプ車

自重計技術基準適合証確認済

保険の特例扱いをした場合、検査
申請最終日を明瞭に記載する。

最終の検査申請日 6 年 6 月 16 日

保険証明書
番号を記入

保険会社名を
略称により記入

証明書番号

保険会社

113-12345

東海日動

113-67890

三井住友

走行距離計表示値 17800 km mile

mile の場合のみ○で囲む
軽自動車の場合

印 紙

北港 次郎 印

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

最初の保険証明書の
最初の年月日を入れる。

最終の保険証明書の
最終の年月日を入れる。

実走行距離ではなく、走行距離計に
表示されている数値を記入するため
新品のメーターに交換した場合は、
「0」00kmと記入する。

保安基準適合標章 令和6年6月7日から	
6 月 21 日 まで	
自動車登録番号 又は車両番号 なにわ510 さ1111	
長辺 短辺(日本産業規格A列6番)	

表面

複数検査員による検査
実施の場合外○名分記
入する。

印紙を貼付しな
いこと。
貼付はP318を
参照すること。

有効期間起算日は黒ボールペンで
記入する。(検査年月日と同じ)

適合標章の有効期限が満了する日
の所定のゴム印又はプリンタを用い
て赤色又は黒色により明瞭に押印
又は印字すること。

黒サインペンで記入する。
(ナンバープレート)と同様式で
書く。

記載例 〔中古新規〕

〔※現車提示が省略可能なもの〕

人の運送の用に供する自動車（乗合自動車、幼児専用車、三輪小型、特種自動車、大型特殊自動車を除く。）及び小型貨物自動車のうち、最大積載量が1トン以下であり、かつ車体の形状が「バン」又は「三輪バン」（軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書の交付を受けたものに限る）

保安基準適合証
限定保安基準適合証

番号 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称	〇△自動車整備株式会社		
事業場の名称及び所在地	〇△自動車整備株式会社西営業所 大阪市大正区浜町10203		
印	〇△株		
次 の 自 動 車 次 の自動車整備に係る部分	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。		
検査の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
自動車検査員の氏名	大阪太郎 大印		
自動車登録番号又は車両番号	ECX562-189346		
車台番号	ECX562-189346		
使用者 氏名又は名称	山田太郎		
住 所	大阪市西区靱本町203		
乗車定員	5人	最大積載量	— kg
用 途	乗用	車両総重量	1015 kg
保険期間	年 月 日から令和 年 月 日まで		

- 注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。
(新使用者の氏名又は名称) (新使用者の住所)

記載例 〔予備検査〕

〔※現車提示が省略可能なもの〕

人の運送の用に供する自動車（乗合自動車、幼児専用車、三輪小型、特種自動車、大型特殊自動車を除く。）及び小型貨物自動車のうち、最大積載量が1トン以下であり、かつ車体の形状が「バン」又は「三輪バン」（軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書の交付を受けたものに限る）

保安基準適合証
限定保安基準適合証

番号 4 令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称	〇△自動車整備株式会社		
事業場の名称及び所在地	〇△自動車整備株式会社西営業所 大阪市大正区浜町10203		
印	〇△株		
次 の 自 動 車 次 の自動車整備に係る部分	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。		
検査の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
自動車検査員の氏名	大阪太郎 大印		
自動車登録番号又は車両番号	ECX562-189346		
車台番号	ECX562-189346		
使用者 氏名又は名称	山田太郎		
住 所	大阪市西区靱本町203		
乗車定員	5人	最大積載量	— kg
用 途	乗用	車両総重量	1015 kg
保険期間	年 月 日から令和 年 月 日まで		

- 注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。
(所有者の氏名又は名称) (所有者の住所)

123456789		指 定 番 号		近指大第2500号	
中					
番 号 3		令和〇〇年〇〇月〇〇日交付			
保安基準適合証 限定保安基準適合証		指定整備自動車 〇△自動車整備株式会社			
次御者の氏名又は名称		〇△自動車整備株式会社 西営業所 印 〇△(株)			
事業場の名称及び所在地		大阪市大正区浜町1の2の3			
保 限		次の自動車 が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 検査の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 自動車検査員の氏名 大 阪 太 郎 印			
自動車登録番号又は車両番号					
車 台 番 号		FEC512-189346			
使用者 氏名又は名称		山 田 太 郎			
住 所		大阪市西区靉本町2の3			
乗車定員		2 人	最大積載量	1,500 kg	
用 途		貨 物	車両総重量	3,450 kg	
保険期間		年 月 日から令和 年 月 日まで			
注 1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。					

最終の検査申請日		年	月	日	
証明書番号		保険会社			
総走行距離		110000 Km		Mile	

〔限定自動車検査証の交付を受けた継続検査車両〕

保安基準適合証
限定保安基準適合証

番号 7

令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称	指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称
事業場の名称及 び所在地	事業場の名称及 び所在地
〇△自動車整備株式会社 〇△自動車整備株式会社西営業所 大阪市大正区浪町1の2の3	
印 〇△(株)	
〔保〕 次の自動車 が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 〔限〕 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 自動車検査員の氏名 大阪太郎 印	
自動車登録番号 又は車両番号	大阪56小8028
車台番号	EXC562-189346
使用 者 氏名又は名称	山田太郎
住 所	大阪市西区靱本町2の3
乗車定員	人
最大積載量	kg
用 途	車両総重量
kg	kg
保険期間	年 月 日から令和 年 月 日まで

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

〔限定自動車検査証の交付を受けた
中古新規検査車両又は予備検査車両〕

保安基準適合証
限定保安基準適合証

番号 8

令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称	指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称
事業場の名称及 び所在地	事業場の名称及 び所在地
〇△自動車整備株式会社 〇△自動車整備株式会社西営業所 大阪市大正区浪町1の2の3	
印 〇△(株)	
〔保〕 次の自動車 が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 〔限〕 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 自動車検査員の氏名 大阪太郎 印	
自動車登録番号 又は車両番号	
車台番号	EXC562-189346
使用 者 氏名又は名称	山田太郎
住 所	大阪市西区靱本町2-3
乗車定員	人
最大積載量	kg
用 途	車両総重量
kg	kg
保険期間	年 月 日から令和 年 月 日まで

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

(予備検査の場合は
所有者の氏名又は名称)
(予備検査の場合は
所有者の住所)

4. 保安基準適合証等の車台番号の記載方法について

事 務 連 絡

平成29年12月12日

近畿運輸局自動車技術安全部整備課長

保安基準適合証等の車台番号の記載方法について

標記については、平成27年3月24日付け事務連絡により取り扱っているところであるが、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項、第94条の5の2第2項に基づき保安基準適合証又は限定保安基準適合証（以下「適合証等」という。）の交付に代えて、当該適合証等に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合（以下「電子適合証」という。）において、従前の取扱いによる車台番号の記載方法では不具合を生じることが判明した。

このことから、下記のとおり当該事務連絡を見直すこととしたので遺漏なきよう取り扱われたい。また、自動車検査員研修等の機会を捉えて周知されたい。

記

1. 適合証等の車台番号欄の記載は、完成検査を実施した車両（以下「現車」という。）の車台番号打刻のとおり記載する方法又は自動車検査証（以下「車検証」という。）のとおり記載する方法とする。なお、次の記載方法についても可能とする。

(1) 車台番号が職権による打刻の場合

① 現車の車台番号打刻のとおり記載する場合において、神戸運輸監理部又は運輸支局（以下「支局等」という。）を示す符号の現車の打刻字体が変字体であって、変字体での記載が困難な場合にあっては車検証記載字体での記載とすることができる。

② 車検証のとおり記載する場合において、支局等を示すコード番号に続けて一連番号を記載する方法とすることができる。

(2) 現車の車台番号に始めと終わりを示す記号等が打刻されている場合や2段に打刻されている場合、いずれの場合も車検証のとおり記載とすることができる。

(3) 現車の車台番号にはハイフン（－）等の打刻があるにもかかわらず車検証にその記載がない場合や現車の車台番号にはハイフン（－）等の打刻がないにもかかわらず車検証にその記載がある場合は、いずれの場合であっても車検証のとおり記載とすることができる。

2. 電子適合証の車台番号欄の記載は、車検証のとおり入力する。この場合において、車台番号が職権による打刻の場合は、支局等を示すコード番号に続けて一連番号を入力する。

記載例

現 車	自動車検査証	保安基準適合証	電子適合証
国-123456	国[01]123456	国-123456	01123456
		国123456	
		国[01]123456	
		01123456	
申1234申	神[42]1234神	申1234申	421234
		神1234神	
		神[42]1234神	
		421234	
申 ³ 申 1 2 ㄨ 4 申		申 ³ 申 1 2 ㄨ 4 申	
FK425E-12345	FK425E12345	FK425E-12345	FK425E12345
		FK425E12345	
WDB2020261A234567	WDB2020261A-234567	WDB2020261A234567	WDB2020261A-234567
		WDB2020261A-234567	
◎WWZZZ19ZGW1234567◎	WWZZZ19ZGW-1234567	◎WWZZZ19ZGW1234567◎	WWZZZ19ZGW-1234567
		WWZZZ19ZGW1234567	
		WWZZZ19ZGW-1234567	
☆ZFA188000☆ ☆00500794☆	ZFA18800000500794	☆ZFA188000☆ ☆00500794☆	ZFA18800000500794
		ZFA18800000500794	

5. 指定自動車整備事業における自動車検査証への 走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

国自整第112号
平成15年10月31日
改正 国自整第358号
平成29年3月13日

自動車交通局技術安全部 整備課長

普通自動車及び小型自動車（最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）にあっては、平成16年1月より自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値が記載され、軽自動車（最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）にあっては平成21年1月より、自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値を記載することとなった。

このため、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の記載に当たっては、下記により取り扱うこととしたので、関係者に周知願います。

なお、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので了知されたい。

記

1. 走行距離計表示値の記載をする自動車

普通自動車、小型自動車及び軽自動車を対象とする。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。

2. 走行距離計表示値の確認

- (1) 自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第4項の検査（以下「完成検査」という。）の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。
- (2) 総走行距離計（オドメーター）と区間距離計（トリップメーター）とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあっては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。
- (3) 完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が200km以下のものは、(1)における数値が同一であると見なすものとする。

3. 保安基準適合証への記載

自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載する。この場合、10km単位以下の数値は「00km」として記載するものとする。

ただし、2.(3)における値が200kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載する。

なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離をmile単位で同様に記載するものとする。

4. 登録情報処理機関への情報提供

道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供する場合は、記3.の数値を提供するものとする。

附則（平成29年3月13日 国自整第358号）

1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。

※ マイル表示の場合は、2.(3)の「200km」を「200mile」と読み替える。

6. 保安基準適合証等について

(1) 書き損じの処理

- ① 訂正することが困難な書き損じが生じた場合は、次葉の保安基準適合証にあらためて記載する。この場合の保安基準適合証番号は次の番号を記載する。
- ② 訂正することが困難な書き損じが生じた保安基準適合証及び保安基準適合標章は、再使用できないよう、記載面（保安基準適合証は表面、適合標章は有効期間表示面）を朱抹し（赤の斜線をする）切離さずに記載日から2年間保存すること。

(2) 再交付の処理

- ① 交付した保安基準適合証を紛失等のため再交付する必要がある場合は、次葉の保安基準適合証をもって再交付する。（但し、検査の終了した日から15日以内に限り）
この場合、再交付する保安基準適合証及び（控）の番号欄付近に「再交付」の表示と旧保安基準適合証の番号を次の要領で朱書きすること。
- ② 保安基準適合標章の再交付
交付した保安基準適合標章が間違っていた為、再交付する場合は保安基準適合証の再交付処理に準じた取扱いをする。
但し、保安基準適合標章（有効期間の表示）のみ間違った場合は、旧保安基準適合証とも廃棄処理（朱抹）し、次葉で交付すること。

(3) 書損処理と再交付処理の違いについて

誤記入が発見された場合で訂正が困難な場合（判読が難しい等）は、当該適合証の一組（適合証（控）、適合証（本通）及び適合標章）が全て手元にある場合に限り、当該適合証等を適合証綴に戻し朱抹した後、書損処理として次葉に交付してもよい。但し、紛失等で綴りに戻すことが不可能な場合は再交付処理をしなければならない。（一旦切り離した適合証及び適合標章は紛失防止のため、適合証（控）にホッチキス等で綴じておくことが望ましい）

(4) 保安基準適合証交付台帳の記載について

交付台帳の備考欄には別添の記載要領のように、「期限切れ」「交付年月日(No. ○○○)←（誤記発見の場合）」の他、前述の書損処理をした理由等を必ず記載しておくこと。

また、書損処理をした当該保安基準適合証番号の行は赤線で消しこみ処理を行なうこと。

(5) 書損処理の定義について

書損（書き損じ）とは、原則として誤記を発見したが、まだ保安基準適合証等を交付していない場合、または一組（控、本通、標章）揃っている場合に限り朱抹することをいう。

また、交付台帳の使用欄交付の列（交付日）を朱抹し、書損の列に（書損日）を記載する。

参 考

【保安基準適合証及び同標章の有効期間(15日間)に検査証有効期間の更新が出来なかった場合の処理例】 (支局へ持ち込む場合)

- 〔例1〕
- 1) 交付されている保安基準適合証は速やかに回収を行い、適合証（控）、適合証の表面に期限切れと朱書きし、適合証綴りに綴っておくこと。
 - 2) 継続検査は認証工場扱いとして、運輸支局に持込み検査を行う。
この際、通常の手込み検査と同様の処理が必要である。
 - 3) 指定整備記録簿に期限切れと朱書きし、指定整備記録簿綴りに同様に綴っておくこと。
 - 4) 上記2. の持込み検査は指定整備記録簿の写しを提示すること。
この際、出来栄審査票を添付して受検する。
 - 5) 発行台帳の処置は、抹消せずに備考欄に期限切れと朱書きしておくこと。

(再度入庫して保安基準適合証を交付する場合)

- 〔例2〕
- 1) 交付されている保安基準適合証は速やかに回収を行い、適合証（控）、適合証の表面に期限切れと朱書きし、適合証綴りに綴っておくこと。
 - 2) 再度入庫して、点検から、検査まで一連の指定整備を確実に実施することにより、改めて、保安基準適合証を交付することが出来る。
 - 3) 指定整備記録簿に期限切れと朱書きし、指定整備記録簿綴りに同様に綴っておくこと。
 - 4) 発行台帳の処理は、抹消せずに備考欄に期限切れと朱書きしておくこと。

①〔15日間経過し期限切れの例〕

保安基準適合証 限定保安基準適合証	
令和 6 年 6 月 7 日交付 番号 451	
指定自動車整備 事業者の氏名又は 名称 事業場の名称及 び所在地	兵庫〇〇〇自動車株式会社 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町△△
次の自動車 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 自動車検査員の氏名	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 令和 6 年 6 月 7 日 魚崎 太郎
自動車登録番号 又は車両番号	〇× 77 さ 5037
車台番号	NHW20-7855147
使用者 氏名又は名称 住所	一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町〇〇〇
乗車定員	5 人 最大積載量 一
用途	乗用 車両総重量 1535 kg
保険期間	令和 4 年 6 月 16 日から令和 8 年 7 月 16 日

指定番号

近指兵第3700号

期限切れ

最終の検査申請日

年 月 日

証明書番号	保険会社
AUJ004352	三井住友
AUJ123456	三井住友

走行距離計表示値

57800 km mile

回収せず

保安基準適合標章

令和 6 年 6 月 7 日から

6

月

21

日

自動車登録番号
又は車両番号

○ × 7 7 き 5037

1. 前部カメラには取り付けられる場合は、点検

2. 前部カメラの取付け位置は、点検

3. 点検

【注意事項】

表面

保 限	保安基準適合証(控)	
	限定保安基準適合証(控)	
番号 451 令和 6 年 6 月 7 日交付		
指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称 事業場の名称及 び所在地		兵庫○○○自動車株式会社 兵庫○○○自動車株式会社 東灘店 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町△△
保 限	次の自動車 （表）全の自動車に適用する設計 令和 6 年 6 月 7 日 検査の年月日 自動車検査員の氏名	
	該設備運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 魚崎 太郎 印	
自動車登録番号 又は車両番号		
○ × 77 さ 5037		
車 台 番 号		
NHW20-7855147		
使用 者	氏名又は名称 一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会	
	住 所 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町○○○	
乗 車 定 員		
5 人 最大積載量 一		
用 途		
乗 用 車両総重量 1535 kg		
保 険 期 間		
令和4年6月16日から令和8年7月16日		

指定番号

近指兵第3700号

最終の検査申請日

年 月 日

証明書番号

保険会社

AUJ004352

三井住友

AUJ123456

三井住友

走行距離表示計

57800 km mile

期限切れ

1. 保安基準適合証の有効期限は、検査の日から5日間と定める。

2. 限定保安基準適合証は、有効期限が自動車検査員の日から開始と定めること。

控

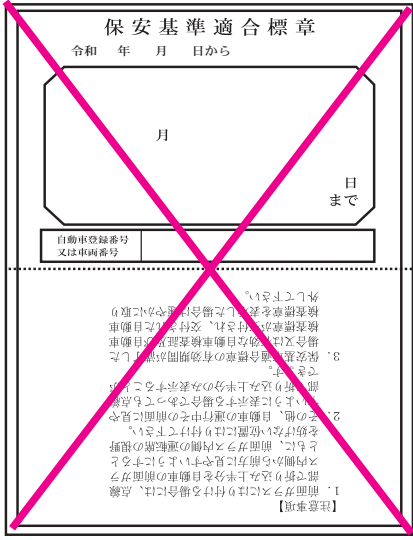
②〔再交付処理の例〕

保適証・標章交付後に後日間違いを発見したので、再交付処理

保 限 保安基準適合証 限定保安基準適合証 No. 461の再交付 番号 467 令和 6 年 8 月 17 日交付		指定番号 近指兵第3700号
指定自動車整備 事業者の氏名又は名称 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 事業場の名称及び所在地 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町△△		最終の検査申請日 年 月 日
保 限 次の自動車 次自動車の整備に係る部分 令和 6 年 8 月 12 日 検査の年月日 自動車検査員の氏名 魚崎 太郎		
自動車登録番号 又は車両番号 ○× 44 せ 4594		証明書番号 保険会社 AUJ004352 三井住友 AUJ123456 三井住友
車台番号 VPE25-1107〇〇		
使用	氏名又は名称 一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 住 所 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町〇〇〇	走行距離計表示値 88100 km mile
乗車定員	3 人 最大積載量 1250 kg	
用途	貨物 車両総重量 3095 kg	
保険期間 令和5年9月5日から令和7年9月5日		

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

適合標章は交付せず



表面

保 限 保安基準適合証(控) 限定保安基準適合証(控) No. 461の再交付 番号 467 令和 6 年 8 月 17 日交付		指定番号 近指兵第3700号
指定自動車整備 事業者の氏名又は名称 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 事業場の名称及び所在地 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町△△		最終の検査申請日 年 月 日
保 限 次の自動車 次自動車の整備に係る部分 令和 6 年 8 月 12 日 検査の年月日 自動車検査員の氏名 魚崎 太郎 印		
自動車登録番号 又は車両番号 ○× 44 せ 4594		証明書番号 保険会社 AUJ004352 三井住友 AUJ123456 三井住友
車台番号 VPE25-1107〇〇		
使用	氏名又は名称 一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 住 所 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町〇〇〇	走行距離計表示値 88100 km mile
乗車定員	3 人 最大積載量 1250 kg	
用途	貨物 車両総重量 3095 kg	
保険期間 令和5年9月5日から令和7年9月5日		

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

控

③〔標章を紛失したために、後日再交付処理の例〕

保適証は再交付しないので、保適証と保適証(控)には検査員・事業者印は押印しない。

保 限 保安基準適合証 限定保安基準適合証 No. 466の再交付 令和 6 年 8 月 18 日交付 番号 468		指定番号 近指兵第3700号
指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称 事業場の名称及 び所在地 兵庫〇〇〇自動車株式会社 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町△△		最終の検査申請日 年 月 日
保 限 次の自動車 が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 次の自動車の整備に係る部分 令和 6 年 8 月 17 日 検査の年月日 自動車検査員の氏名 魚崎 太郎 印		証明書番号 保険会社 AUJ004352 三井住友 AUJ123456 三井住友
自動車登録番号 又は車両番号 車 台 番 号 使用 者 乗 車 定 員 用 途 保 險 期 間 ○× 56 た 7772 WGNC34-1341〇〇 氏名又は名称 一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 住 所 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町〇〇〇 5 人 最大積載量 一 kg 乗 用 車両総重量 1965 kg 令和4年9月5日から令和8年9月5日		走行距離計表示値 62300 km mile

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

適合標章のみ証明及び再交付する。

保安基準適合標章 令和 6 年 8 月 17 日から 8 月 31 日 まで 自動車登録番号 又は車両番号 ○× 56 た 7772		表面 保安基準適合証(控) 限定保安基準適合証(控) No. 466の再交付 番号 468 令和 6 年 8 月 18 日交付 指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称 事業場の名称及 び所在地 兵庫〇〇〇自動車株式会社 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町△△	指定番号 近指兵第3700号
この適合標章は、保安基準適合証の有効期間内、検査の日から15日間有効です。 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。		最終の検査申請日 年 月 日	
自動車登録番号 又は車両番号 車 台 番 号 使用 者 乗 車 定 員 用 途 保 險 期 間 ○× 56 た 7772 WGNC34-1341〇〇 氏名又は名称 一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 住 所 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町〇〇〇 5 人 最大積載量 一 kg 乗 用 車両総重量 1965 kg 令和4年9月5日から令和8年9月5日		証明書番号 保険会社 AUJ004352 三井住友 AUJ123456 三井住友	
		走行距離計表示値 62300 km mile	

7. 適合証等交付台帳の記載要領（例示1）

適合証等交付台帳

事業場管理責任者以外が交付した場合は、
後日残存書類を審査して、交付台帳欄外
余白等に押印することが望ましい。

記載例①

記載例②

記載例③

保安基準 適合証番号	自動車登録番号 車 両 番 号 車 台 番 号	保安基準適合証 完成検査年月日	自 動 車 検 査 員 印	事業者印等 の請求者印	事 業 者 印 等 の 押 印 年 月 日	審査及び押印 責任者印	備 考	使 用			残 枚 数	
								綴番号	適 合 証			標 章 交 付
									交 付	書 損		
4 5 1	○×77さ5037	6年8月4日	◎		6年8月4日	○	期限切れ	67	8／4		8／4	
4 5 2	○×44て7891	6年8月4日	◎		6年8月4日	代	朱抹		8／4		8／4	
4 5 3	○×△45-00045198	6年8月5日	◎		6年8月5日	○	⊕ 現車の持ち込みが必要と なる中古新規車の例		8／5			
限定 4 5 4	○×59な1234	6年8月6日	◎		6年 月 日		交付年月日(455)←(書き損じの例)			8／6		
限定 4 5 5	○×59な1234	6年8月6日	◎		6年8月6日	○	限定－1←(限定適合証を交付した例)		8／6			
4 5 6	○×59と9812	6年8月6日	◎		6年8月9日	○	押印者不在のため 交付日が遅れる例		8／9		8／9	
4 5 7	○×△45-00673210	6年8月9日	○	□	6年8月9日	○	⊕		8／9			
4 5 8	○×40み3674	6年8月10日	◎		6年8月10日	代	軽－1←(軽自動車の例)		8／10			
4 5 9	○×33ろ6128	6年8月11日	○	□	年 月 日		車台番号(460)←(誤記発見の例)			8／11		
4 6 0	○×33ろ6128	6年8月11日	○	□	6年8月11日	○			8／11		8／11	
4 6 1	○×44せ4594	6年8月12日	◎		6年8月12日	○	車台番号(467)← 誤記発見の場合で標章を 交付していた例		8／12	8／17	8／12	
4 6 2	○×77む3412	6年8月12日	◎		6年8月12日	○	交付年月日(465)←(誤記発見の例)		8／12	8／16		
4 6 3	○×77ま4002	6年8月12日	○	□	6年8月12日	○	適合証紛失←(適合証を紛失した例)		8／12			
4 6 4	○×77ま4002	6年8月12日	○	□	6年8月13日	○	463の適合証再交付←(適合証再交付の例)		8／13			
4 6 5	○×77む3412	6年8月12日	◎	□	6年8月16日	○	462の適合証再交付←(誤記発見の例)		8／16			
4 6 6	○×56た7772	6年8月17日	○	□	6年8月17日	○	適合標章紛失←(適合標章を紛失した例)		8／17		8／17	
4 6 7	○×44せ4594	6年8月12日	◎		6年8月17日	○	461の適合証再交付←(適合証再交付の例)		8／17			
4 6 8	○×56た7772	6年8月17日	○	□	6年8月18日	○	466の適合標章再交付←(適合標章再交付の例)				8／18	
4 6 9	○×77さ5037	6年8月19日	○	□	6年8月19日	○	451の再入庫、再検査←(期限切れ記入の例)		8／19		8／19	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮			⋮			
7 1 4	○×△45-000456709	6年12月28日	◎		6年12月28日	○	← 現車の持ち込みを必要と しない中古新規車の例		12／28			
1	○×77て8523	7年1月6日	◎	□	7年1月6日	○			1／6		1／6	
2	○×40か3981	7年1月7日	◎		7年1月7日	○	軽－1		1／7			
3												

事8/5

事8/11

- ※ 交付台帳は、原則としてこの様式を使用すること。
- ※ 交付台帳は、適合証綴の保存期間と重複するよう2年間保存すること。
- ※ 検査員、請求者及び責任者の各欄には、押印又は記名すること。

事業場管理責任者である検査員が検査を行った場合は、他に書類を審査する者を置き押印しておく。
ただし、検査員と事業場管理責任者が違う場合は省略してもかまわない。

7. 適合証等交付台帳の記載要領（例示2）

—— 暦年又は年度ごとの一連番号とすること。

保安基準適合証等交付台帳

限定適合証を 交付した 現車提示必要な 中古新規 押印責任者不在 で交付日が遅れた 朱抹 書き損じた 朱抹 後日誤記を 発見した 現車提示不要な 中古新規 適合証を 紛失した 適合標章を 紛失した 適合標章を 再交付した 朱抹 汚損 適合証を 再交付した	適合証綴番号		2 3 4						
	保安基準 適合証 番 号	適合 証の 種別	自動車登録番号 又は車両番号 車 台 番 号	保安基準適合証 完成検査年月日	自動車 検査員 印	保安基準適合証 等 交 付 年 月 日	標章 交付 の有無	審査及 び押印 責任者 印	備 考
	1		○× 500 さ 8035	7 ・ 1 ・ 5		7 ・ 1 ・ 5			
	2	限定	○× 500 と 4121	7 ・ 1 ・ 6		7 ・ 1 ・ 6	有		
	3		○× 400 す 2563	7 ・ 1 ・ 7		7 ・ 1 ・ 7			
	4		○× 113-6041088	7 ・ 1 ・ 7		7 ・ 1 ・ 7	有		
	5		○× 300 と 1014	7 ・ 1 ・ 7		7 ・ 1 ・ 7			
	6		○× 300 む 7866	7 ・ 1 ・ 7		7 ・ 1 ・ 8			
	7		○× 500 ゆ 6325	7 ・ 1 ・ 8		7 ・ 1 ・ 8			
	8		○× 500 も 1234	7 ・ 1 ・ 8		・ ・ ・	有		印字ミス(9)
	9		○× 500 も 1234	7 ・ 1 ・ 8		7 ・ 1 ・ 8			
	10		○× 300 の 3333	7 ・ 1 ・ 9		7 ・ 1 ・ 9			車台番号(23)
	11		○× 400 せ 5737	7 ・ 1 ・ 9		7 ・ 1 ・ 9			
	12		○× 101-5261190	7 ・ 1 ・ 10		7 ・ 1 ・ 10	有		
	13		○× 500 ま 9682	7 ・ 1 ・ 10		7 ・ 1 ・ 10			
	14		○× 500 に 8888	7 ・ 1 ・ 10		7 ・ 1 ・ 10			適合証紛失(24)
	15		○× 300 め 1985	7 ・ 1 ・ 11		7 ・ 1 ・ 11			
	16		○× 500 そ 7777	7 ・ 1 ・ 11		7 ・ 1 ・ 11			適合標章紛失(20)
	17		○× 400 た 2642	7 ・ 1 ・ 11		7 ・ 1 ・ 11	有		
	18		○× 800 す 6083	7 ・ 1 ・ 12		7 ・ 1 ・ 12			
	19		○× 500 さ 4506	7 ・ 1 ・ 12		7 ・ 1 ・ 12			
	20		○× 500 そ 7777	7 ・ 1 ・ 11		7 ・ 1 ・ 13			16の適合標章再交付
	21		○× 500 ね 3456	7 ・ 1 ・ 14		・ ・ ・	有		汚損(22)
	22		○× 500 ね 3456	7 ・ 1 ・ 14		7 ・ 1 ・ 14			
	23		○× 300 の 3333	7 ・ 1 ・ 9		7 ・ 1 ・ 15			
24		○× 500 に 8888	7 ・ 1 ・ 10		7 ・ 1 ・ 15	有		14の適合証再交付	
25		○× 580 ほ 1673	7 ・ 1 ・ 15		7 ・ 1 ・ 15				

保安基準 適合証 番 号	適合 証の 種別	自動車登録番号 又は車両番号 車 台 番 号	保安基準適合証 完成検査年月日	自動車 検査員 印	保安基準適合証 等 交 付 年 月 日	標章 交付 の有無	審査及 び押印 責任者 印	備 考
26			・ ・		・ ・	有		
27			・ ・		・ ・	有		
28			・ ・		・ ・	有		
29			・ ・		・ ・	有		
30			・ ・		・ ・	有		
31			・ ・		・ ・	有		
32			・ ・		・ ・	有		
33			・ ・		・ ・	有		
34			・ ・		・ ・	有		
35			・ ・		・ ・	有		
36			・ ・		・ ・	有		
37			・ ・		・ ・	有		
38			・ ・		・ ・	有		
39			・ ・		・ ・	有		
40			・ ・		・ ・	有		
41			・ ・		・ ・	有		
42			・ ・		・ ・	有		
43			・ ・		・ ・	有		
44			・ ・		・ ・	有		
45			・ ・		・ ・	有		
46			・ ・		・ ・	有		
47			・ ・		・ ・	有		
48			・ ・		・ ・	有		
49			・ ・		・ ・	有		
50			・ ・		・ ・	有		

注 適合証の種別欄には「中」・「限定」を記入すること。
注 自動車登録番号又は車両番号のない車両については車台番号を記入すること。
注 交付台帳は、適合証綴の保存期間と重複するよう2年間保存すること。